

千葉県
建築基準法施行条例とその解説

2025年版

監著 千葉県特定行政庁連絡協議会

建築基準法施行条例

(昭和三十六年十一月十日 千葉県条例第三十九号)
最終改正
(令和六年十二月二十四日千葉県条例第四十六号)

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係（第三条の二―第五条）

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第一節 通則（第六条―第十一条）

第二節 学校（第十二条・第十三条）

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第十三条の二―第二十二條の三）

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット（第二十三条―第二十九条）

第五節 公衆浴場（第三十条―第三十三条）

第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所（第三十四条―第三十七条）

第七節 共同住宅及び寄宿舎（第三十八条―第四十条）

第七節の二 児童福祉施設等（第四十条の二・第四十一条）

第八節 長屋（第四十二条―第四十三条の二）

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（第四十四条―第四十六条）

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定（第四十六条の二）

第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）

第四章の二 特定区域の特例（第五十条の二―第五十条の四）

第五章 雑則（第五十一条―第五十二条の五）

第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）

附則

別表（第四十六条の二）

第一章 総則

〔趣旨〕

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域の指定、同条第二項の規定による建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限、法第四十条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第四十三条第三項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、法第五十六条の二第一項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定並びに法第六十八条の九第一項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係及び日影による中高層の建築物の高さの制限並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第三十条第一項の規定による建築物の指定について定めるものとする。

〔解説〕

この条例は、法第三十九条第一項（災害危険区域の指定）、同条第二項（災害危険区域内の建築に関する制限）、第四十条（地方公共団体の条例による制限の付加）、第四十三条第三項（敷地等と道路との関係）及び第五十六条の二第一項（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定）、第六十八条の九第一項（都市計画区域外における建築物に係る制限）並びに政令第三十条第一項（特殊建築物の便所の構造）の委任によって定めたもので、ここで条例の法的根拠を示すとともに災害危険区域の指定及び当該区域内の建築物の建築に關し安全上必要な制限、建築物の敷地又は建築設備に關して安全上、防火上又は衛生上必要な制限の付加、建築物の敷地等と道路との関係について避難又は通行の安全上の必要な制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限を加えることとし、そのほか特殊建築物等多数の人が使用する便所及び公衆便所について伝染病のまん延防止等の見地からその構造について制限を定めたものである。

（用語の定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び政令の例による。

〔解説〕

本条は、この条例で用いる用語の定義について定めたものである。即ちこの条例では法及び政令で定めている用語の意義をそのまま用いることとしたものである。

（適用区域）

第三条 第五条、第七条、第八条、第十一条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第四十六条の二の規定は、都市計画区域内に限り、適用する。

〔解説〕

一 本条は、都市計画区域内に限り適用される条項を定めたものである。

二 法第四十三条第三項（敷地と道路との関係）及び法第五十六条の二第一項（日影による中高層の建築物の高さの制限）は、法第四十一条の二（適用区域）の規定により都市計画区域内に適用することとしているため、この委任を受けて定められた第五条（大規模な建築物の敷地と道路との関係）、第七条（特殊建築物の敷地と道路との関係）、第八条（学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の敷地と道路との関係）、第十四条（興行場等の敷地と道路との関係）、第二十三条（物品販売業を営む店舗等の敷地と道路との関係）、第四十四条（車庫等の敷地と道路との関係）及び第四十六条の二（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び号の指定）の規定は、都市計画区域内に限り適用され、都市計画区域外には適用されないこととなっている。

なお、政令第三十条第一項（特殊建築物及び特定区域の便所の構造）についても、都市計画区域内における規定であることから、この委任を受けて定められた第十一条（便所の構造）の規定についても都市計画区域内に限り適用されるものである。

第二章 がけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係

（災害危険区域の指定）

第三条の二 法第三十九条第一項の規定により災害危険区域として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

〔解説〕

一 本条は、法第三十九条第一項の規定の委任により災害危険区域を指定するものである。

二 知事は、急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護する必要があると認められるときは、崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの等の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することとされており、当該指定された区域が自動的に建築基準法の災害危険区域となるよう定めたものである。

（災害危険区域内の建築物）

第三条の三 災害危険区域内に住居の用に供する建築物を建築する場合には、当該建築物の居室の窓その他の開口部は、直接がけに面して設けてはならない。ただし、当該建築物の構造若しくは位置又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事その他の工事の施行状況によりがけの崩壊による被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。

〔解説〕

一 本条は、前条の災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築に関する制限で、災害防止上必要な措置を定めたものである。

二 がけの崩壊から人命及び財産を守るため、災害危険区域内に住居の用に供する建築物を建築する場合は、がけの崩壊による土砂が直接窓から侵入することを防止するため、居室の窓を直接がけに面して設けてはならないこととした。ただし書の規定は、建築物及び当該窓の構造・位置等からがけの崩壊時に窓から土砂が侵入するおそれがない場合又は災害防止のための工事が施行され、がけの崩壊による被害を受けるおそれなくなった場合は、この制限を適用しないこととするものである。

（がけ付近の建築物の敷地等）

第四条 がけ（地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外の土地で高さ二メートルを超えるものをいう。以下同じ。）の上にあつてはがけの下端から当該がけの高さの一・五倍、がけの下にあつてはがけの上端から当該がけの高さの二倍に相当する距離以内の場所に居室を有する建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 がけの下に建築物を建築する場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分（がけの崩壊による衝撃を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造（がけの崩壊による衝撃に対し破壊を生じないものに限る。）その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ当該外壁の開口部からの土砂の流入を防止するための有効な壁等を設置するとき。

ロ がけと建築物との間に、がけの崩壊に対して建築物の安全上支障のない塀等が設置されているとき。

二 建築物を建築する場合において、建築物の位置ががけから相当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全であるとき。

三 建築物を建築する場合において、構造耐力上安全な擁壁が設置されているとき。

四 建築物を建築する場合において、がけの形状及び土質により、がけの崩壊のおそれがないとき。

2 前項第三号の擁壁は、次の各号に定めるものでなければならない。

一 高さ五メートルを超える擁壁は、鉄筋コンクリート造であること。

二 擁壁の上部の地表面に雨水その他の地表水を排水することができるような排水施設を設けていること。

〔解説〕

一 本条は、がけの崩壊から人命及び財産を守るため、がけに近接する土地に居室を有する建築物を建築することを禁止した規定である。建築が規制される建築物は居室を有する建築物すべてである。

また、対象となるがけおよび規制する範囲は、次の各号の一による。なお、対象に該当するかについては、計画地周辺の状況調査の結果をもとに設計者等がまず判断することとなる。

（一）がけとは、水平面に対し勾配が三十度を超え、かつ高さが二メートルを超える土地である。なお、土質調査等により硬岩盤（風化の著しいものを除く。）であると確認された部分については、がけとはみなされない。

（二）がけの下端とは、図0・1に示すように地表面が水平面に対しなす角度が三十度を超える部分のうち、最も低い地点とする。

（三）規制範囲は、がけの上にあつてはがけの下端からがけの高さの一・五倍、がけの下にあつては、がけの上端からがけの高さの二・〇倍の範囲であり、図0・1とする。また、本条第一項本文の離隔制限を受ける建築物の部分は、外壁及び構造耐力上主要な部分（がけの崩壊により影響を受ける地上部分に限る。）とし、居室を有する建築物の非居室部分も制限の対象となる。

（四）がけの上端が明確でない場合の考え方の一例を図0・2に示す。

（五）二段以上のがけがある場合は、がけの一体性を考慮し、図0・3、図0・4とする。

（六）がけの下に三十度以下の勾配がある場合は、図0・5のとおり地表面が水平面に対しなす角度が三十度を超える部分のうち、最も低い地点をがけの下端とする。

二 ただし書の規定は、建築物の構造や位置、がけの崩壊を防止するための措置又はがけの形状や土質等から規制する範囲内に居室を有する建築物を建築することができるときを定めたものである。この場合とは、次の各号の一に該当する場合である。

（二） がけの下に建築物を建築する場合、次のいずれかに該当すること。

（イ） 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造その他これと同等以上の耐力を有する構造とし、かつ、必要に応じ開口部に土砂の流入防止の措置をするとき

（ロ） 安全上支障のない塀（待受け擁壁*等）が設置されているとき又は設置するとき

（イ） 又は（ロ）の耐力及び安全性を確かめる方法の一つとしては、政令第八十条の三（土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第九条第一項に規定する区域をいう。）内における居室を有する建築物の構造方法）による構造方法及び同等の方法によることが考えられる。

政令第八十条の三による場合は、平成十三年国土交通省告示第三百八十三号により外壁等及び門又は塀の構造方法が定められている。また、平成十三年国土交通省告示第三百三十二号によりがけの崩壊による土石等の移動による力及び土石等の堆積による力の算定方法が定められている。知事ががけの崩壊による衝撃に関する事項を定めるまでの間は、崩壊によって生ずる土石等の土質定数等は地質調査等により設計者が設定し計算するものとする。

ただし、土砂災害特別警戒区域内のがけについては、土砂災害防止法第九条第二項により知事が定めた事項を用いて計算しなければならない。

* 待受け擁壁で常時土圧を受けない形態のものは、「擁壁」でなく「塀」に分類される場合もある。

* 「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル（一般財団法人 日本建築防災協会）」が参考になる。

（二） 建築物の位置が、がけから相当の距離にあり、がけの崩壊に対して安全であるときは、次に掲げるような場合とする。

（イ） がけの下にあつては、図2・1のとおり、がけと宅地の間の谷や川等により、がけの高さが高いにもかかわらず崩壊によって生ずる土石等の影響が低減される場合。（崩壊すると仮定した土砂の体積から谷や川等により低減される体積に応じて規制範囲を緩和した上で、がけの崩壊に對しての安全を確認する必要がある。）

（ロ） がけの下にあつては、がけの高さに関わらず、図2・2のとおり、居室を有する建築物が、がけの下端から五十メートルを超える範囲にある場合。（参考：土砂災害防止法施行令第二条）

（ハ） がけの上にあつては、構造計算等により建築物の安全性が確認できる場合。

（ニ） がけの上にあつては、小規模な構造計算不要な建築物（木造2階建て程度）であつて、深基礎（図2・3）や杭基礎（図2・4、支持杭に限る。）、地盤改良（図2・5、セメント系固化材を用いた深層混合処理工法の接円配置やラップ配置で地盤の流失を防ぐもの、及び浅層混合処理工法）等、基礎をがけの下端から水平面と三十度をなす角度以深まで下げることなどにより、建築物の荷重ががけ及び既設の擁壁に構造上不利な影響を及ぼさず、かつ、がけの崩壊の際にも建築物の安全が保たれると考えられる場合。（前号（ハ）に該当するものを除く。）

* 地盤改良の考え方は、「改良地盤の設計及び品質管理における実務上のポイント（財団法人 日本建築センター）」の「がけの上の宅地に地盤改良を採用する場合の留意点」が参考になる。

（三） 構造耐力上安全な擁壁が設置されているときは、既存の擁壁が設置されているものは勿論、建築物を建築するのと同時に擁壁を設置する場合を含む。この場合の擁壁は、建築基準法施行令第四百四十二条に規定された擁壁とする。同条により鉄筋コンクリート造、石造、その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすることとされている。また、本条第二項の規定にも適合する必要がある。なお、宅地造成等規制法施行令第八条（練積み擁壁）などの底版の接する地盤の許容応力度については、建築基準法施行令第九十三条、平成十三年国交告第千百十三号等で検討することが望ましい。

構造耐力上安全な擁壁とは、建築基準法第八十八条により準用される第七条、第七条の二による検査済証の交付を受けた擁壁のほか、他法令に基づく次の各号の一を含むものとする。

- (イ) 宅地造成等規制法第十三条による検査済証の交付を受けた区域内の擁壁。
- (ロ) 都市計画法第三十六条による検査済証の交付を受けた区域内の擁壁。
- (ハ) 宅地開発事業の基準に関する条例第十一条による検査済証の交付を受けた区域内の擁壁。
- (ニ) 都市計画法施行法第七条の規定による事務（旧住宅地造成事業に関する法律による許可を受けた事務を含む。）で検査済証の交付を受けた区域内の擁壁。

さらに、既設の擁壁については、これら法令に基づく許可、確認・検査状況のほか、管理状況を確認し、総合的に構造耐力上の安全が確認されたものであること。少なくとも、適正に維持保全されていること、擁壁に割れ、歪み、傾斜等がみられる場合は、必要な補修が行われていることを確認すること。

(四) がけの形状及び土質によりがけの崩壊のおそれがないときは、次のいずれかが考えられる。

- (イ) 宅地造成等規制法施行令第六条第一項第一号イ・ロに該当するがけで、同令第十二条の規定によるがけ面の保護及び同令第十三条の規定による排水処理施設の設置がなされており、適正に維持管理されているとき、又は建築物の建築をするときと同時にこれらの対策工事を行うとき
- (ロ) がけの下にあつては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施工により、がけの崩壊による被害を受けるおそれがない状態にあるとき

(ハ) がけの下にあつては、土砂災害防止法に基づいて原因地对策施設の効果評価により、土石等の移動による力、高さ及び土石等の堆積による力が生じないと判断された土砂災害警戒区域に指定された区域内（イエローゾーン）のがけ対策の工作物であると当該市町村を所管する各土木事務所で確認できるとき

(ニ) 道路事業・河川事業・鉄道事業等の法律に基づき、建築基準法施行令第四百二十二条第一項又は宅地造成等規制法施行令第六条第一項の規定による擁壁と同程度のものとして施工されたもので適正に完了が認められた工作物であるとき。（ただし、関係部署との協議により載荷重等の設計条件などから工作物の安全性を確認すること。なお、既設の場合は管理状況等の確認も行うこと。）

(ホ) その他前四号（イからニ）と同等以上の安全性及び十分な耐久性を得られることを、構造上の検討もしくは公的資料等により確認できる工作物（法令の規定による認定を取得している擁壁や、実験その他の特別な研究による擁壁等を含む。（ただし、適用条件等を満たしている場合に限る。））が、当該建築物に対し有効に設置されているとき

三 本条第二項第一号で規定しているとおり、第一項第三号の擁壁の場合には、五メートルを超える擁壁は鉄筋コンクリート造とすること。

また、本条第二項第二号により、原則として、擁壁の上端付近での雨水その他の地表水が地盤へ浸透することを防止するために、地盤面を不透水性の材料でおおふことや、擁壁の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること、U字溝等を設置し地表水を排水溝に集中させ処理することなどの排水措置を施す必要がある。

（注）宅地造成等規制法及び同法施行令については、今後改正が予定されていることから、改正後の条項に読み替えるものとする。（令和五年二月三十一日時点）

○がけの高さ及び規制する区域

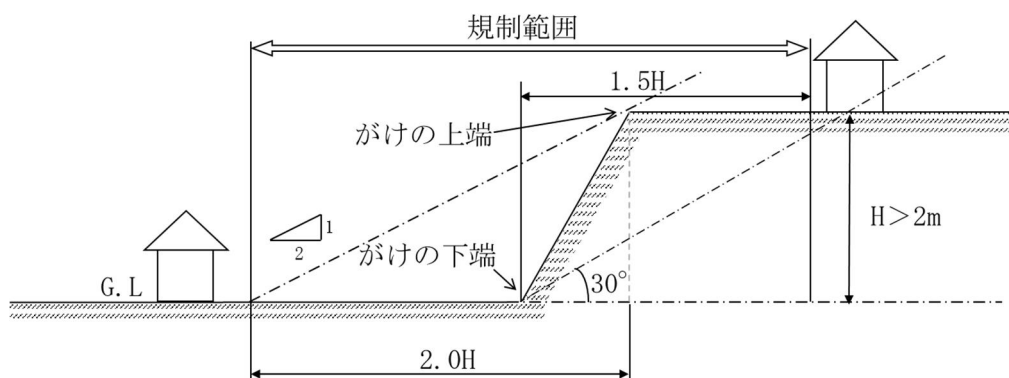


図 0-1：規制する範囲

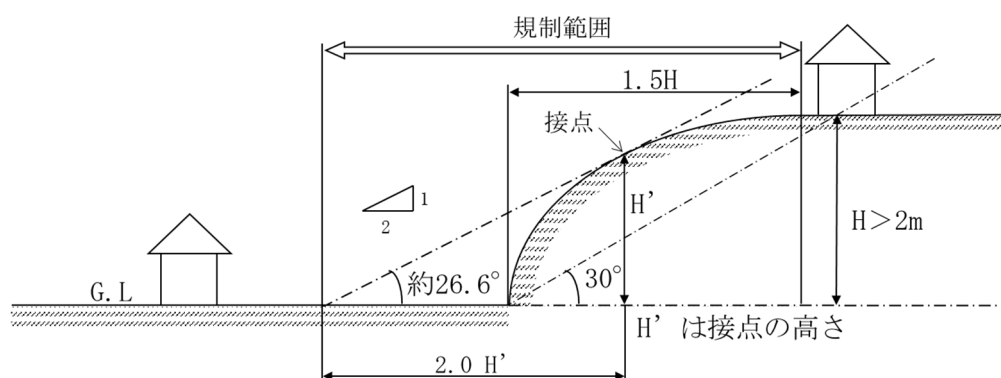


図 0-2：がけの上端が明確でない場合の考え方の例

- ・ がけの判定の高さ及びがけの上の規制範囲を求める高さは、がけの下端からの30度勾配線を超える部分について、がけの下端よりその最高部までの高さのHとする。
- ・ がけの下の規制範囲は、斜面の接点を通る1：2の角度（約26.6度）の勾配線とG.L.の交点までとする。（H'が2m以下の場合も含む。）

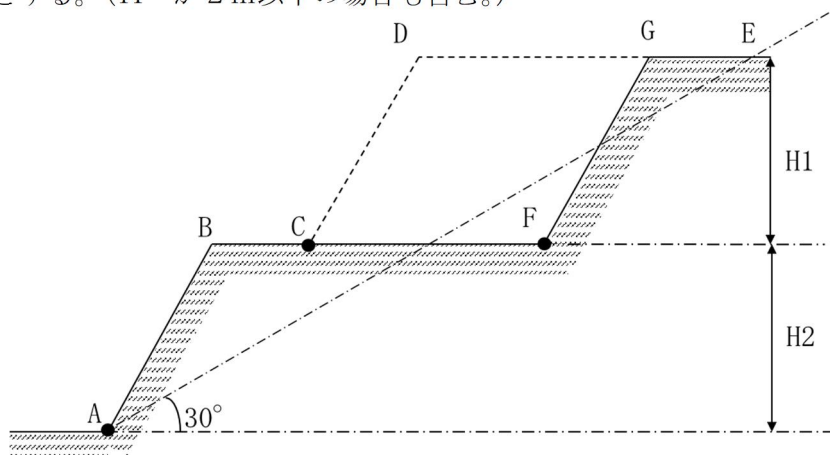


図 0-3：2段以上のがけがある場合

- ・ がけの下端（F点）がAE線の内側か外側かによってがけの高さを算定する。
- ・ ABCDEの場合は、一体のがけとみなし、がけの高さはH1+H2とみる。
- ・ ABFGEの場合は、ABFとFGEの2つのがけとみなし、がけの高さはそれぞれH2とH1とみる。

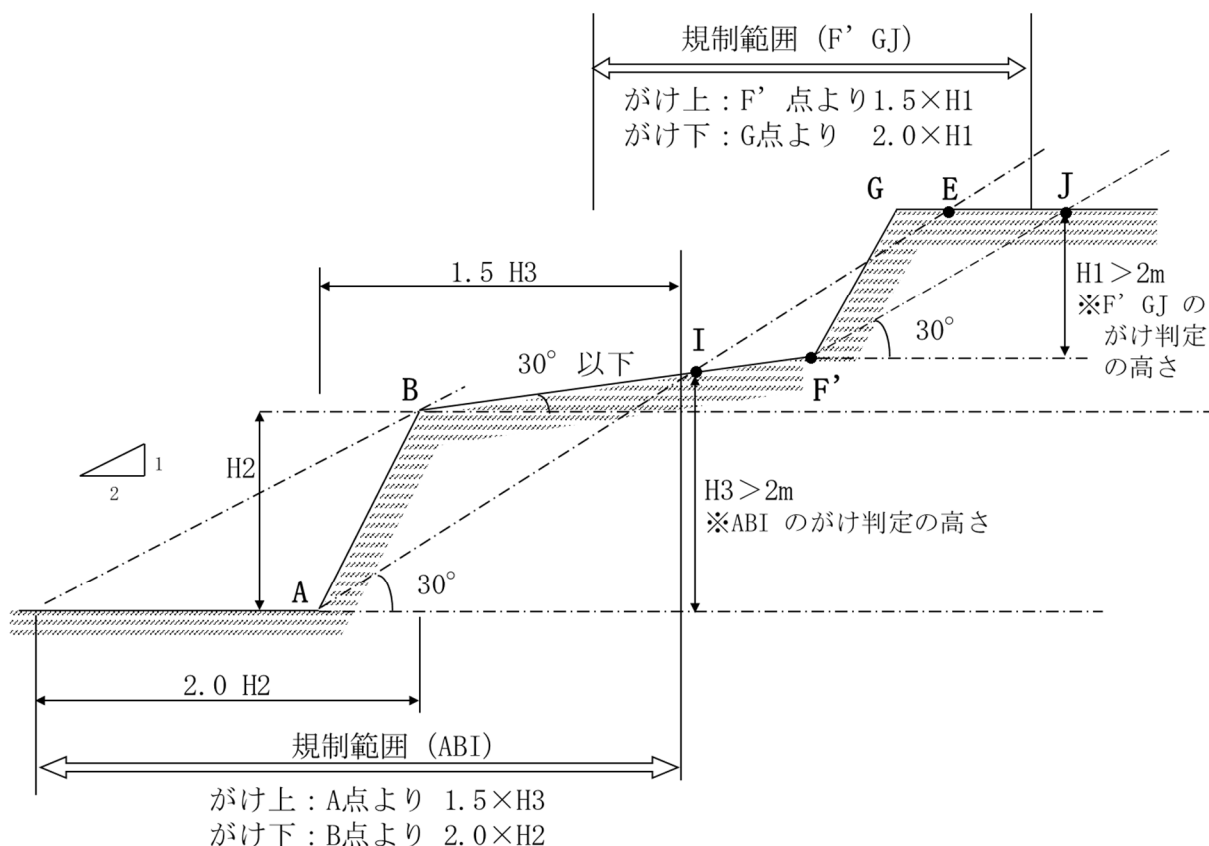


図 0-4 : 2 段以上のがけがある場合 (BF' 面に勾配 30 度以下の傾斜がある場合)

- ・ がけの下端 (F' 点) が AE 線の内側か外側かによってがけの高さを算定する。
- ・ 図 0-4 のケースでは、ABI と F' GJ の 2 つのがけとみなし、図 0-1、図 0-2 を参考として、それぞれのがけ毎にがけの高さ及びがけの規制範囲を算定する。

○がけの下に 30 度以下の勾配がある場合の規制範囲の考え方について

- ・ 地表面が水平面になす角度が 30 度を超える部分のうち、最も低い位置をがけの下端とする。
- ・ ただし、30 度以下の勾配の部分が上から落下し堆積したものと判断できるものは、30 度以下の勾配の高さも考慮することが望ましい。

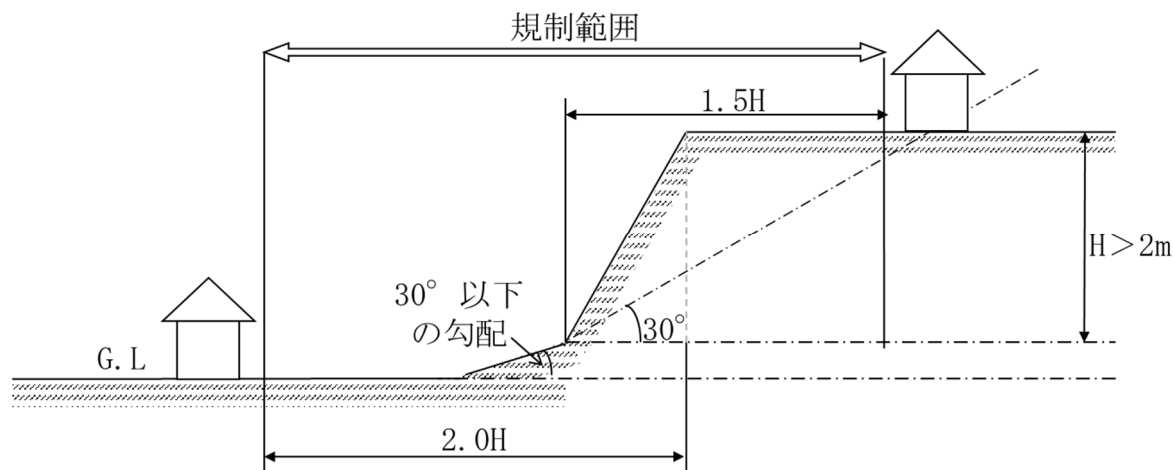


図 0-5 : がけの下に 30 度以下の勾配がある場合

○本条第一項第一号のがけの下に建築物を建築する場合の例

○本条第一項第一号イ

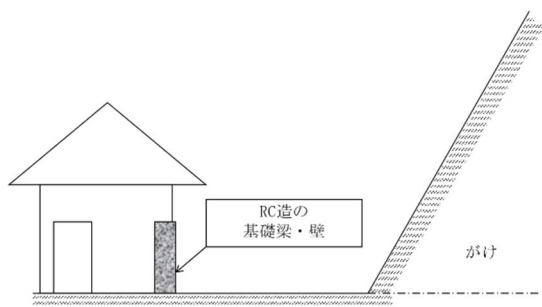


図 1-1：イ 建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分を鉄筋コンクリート造にする場合

○本条第一項第一号ロ

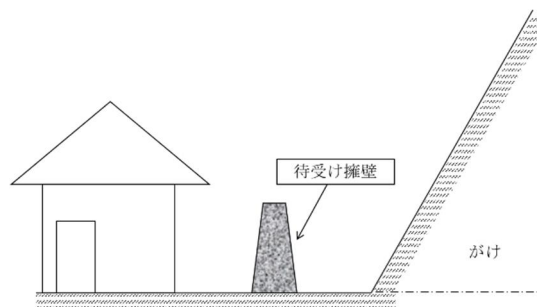


図 1-2：ロ がけの崩壊に対して建築物の安全上支障のない待受け擁壁を設置する場合

○本条第一項第一号に基づく耐力計算の考え方の例（令 80 条の 3）

記号の説明 F_{sm} ：急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動による最大の力の大きさ
 h_{sm} ：急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ
 F_{sa} ：急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積による最大の力の大きさ
 h ：急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ

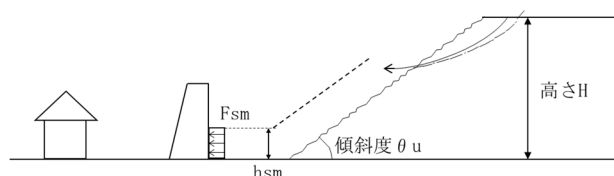


図 1-3：移動の力（ F_{sm} ）

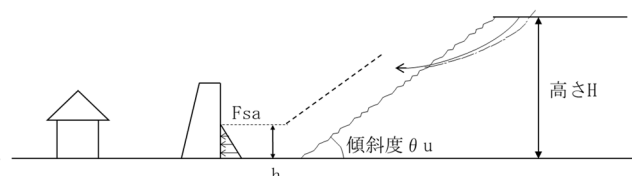
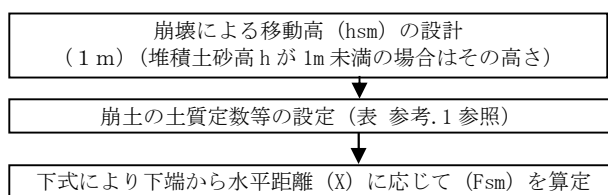
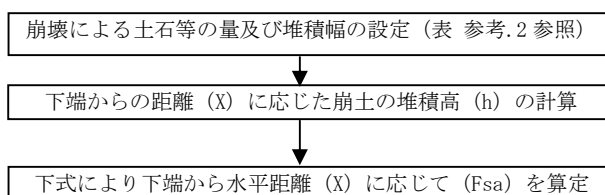


図 1-4：堆積の力（ F_{sa} ）

移動による力（ F_{sm} ）の算出



堆積による力（ F_{sa} ）の算出



上記により、がけの崩壊による外力、高さを算出し、平成 13 年国土交通省告示第 383 号により建築物の外壁等の構造計算を行う

判定条件（待受け擁壁の場合）

- ・衝撃力作用時（滑動安全率 $F_s > 1.0$ 、転倒 $e \leq B/3$ 、基礎地盤の支持力 $q \leq q_u/F_s$ $F_s=1.0$ q_u ：地盤の極限支持力）
- ・崩壊土砂堆積時（滑動安全率 $F_s \geq 1.2$ 、転倒 $e \leq B/3$ 、基礎支持地盤の支持力 $q \leq q_u/F_s$ $F_s=2.0$ ）
- ・躯体は終局強度又は許容応力度により検討

図 1-5：平成 13 年国土交通省告示第 332 号の計算方法による当該がけ崩壊による土石等の移動による力（ F_{sm} ）、土砂等による堆積による力（ F_{sa} ）の算出フロー

※計画建築物が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の場合には、知事が定めた土石等の移動による力、土石等の堆積による力及び土石等の高さを用いて検討する。

※崩土の土質定数等は地質調査等により設計者が設定する。又は、「道路土工 擁壁工指針」等を参考に実況に応じて設定するものとする。

（「参考資料 表 参考. 1 移動の力や堆積の力の計算に必要な諸定数の参考値」を参照も可）

※移動による力は、傾斜度 θ が 40 度前後で最大となるので、安全側に大きな力で検討することが望ましい。

○本条第一項第二号のがけの下への緩和（例）

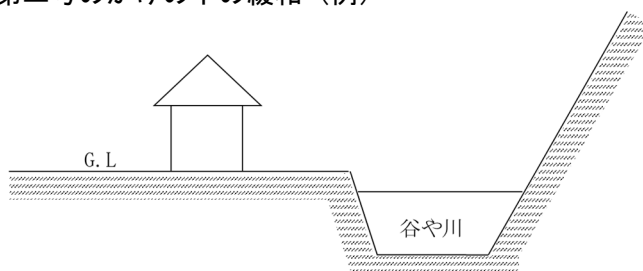


図 2-1： がけと宅地の間に谷や川がある場合

- ・崩壊する土砂等が谷や川に落ち、宅地への影響が低減される場合は規制範囲を緩和できる。

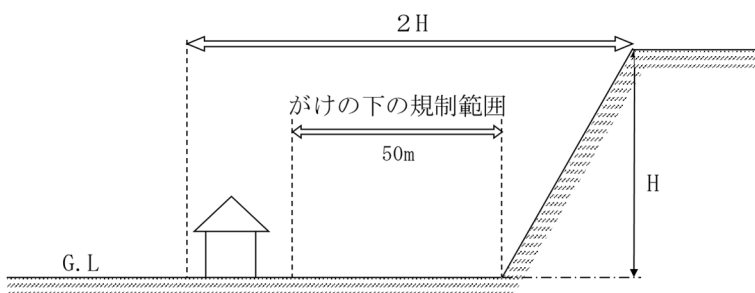


図 2-2： がけの下端から 50m を超えて離れている場合
(参考：土砂災害防止法施行令第二条)

○本条第一項第二号のがけの上への緩和（解説二（二）（二））の例

1) 深基礎の例

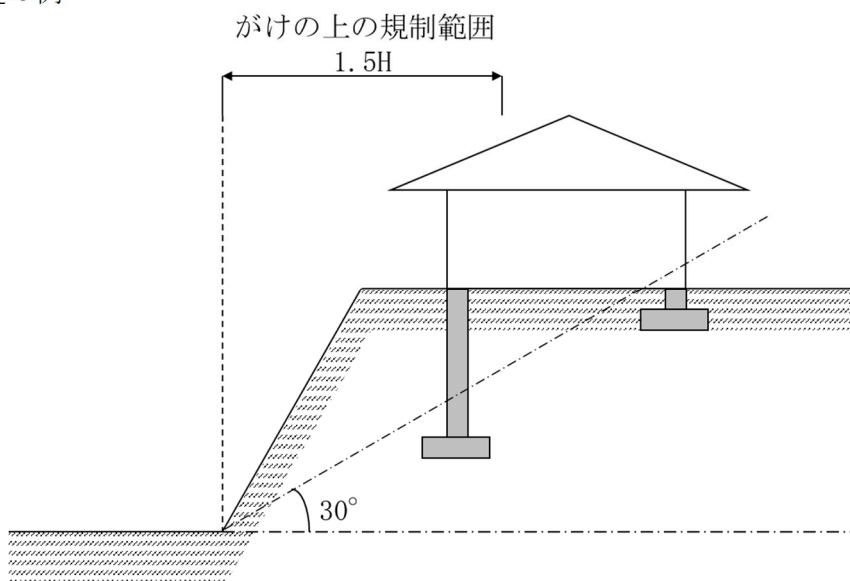


図 2-3： 深基礎の場合

- ・建築基礎の根入れ深さは、安息角以深とする。
※安息角：30 度、又は土質試験結果（三軸圧縮試験など）から求まる安息角

2) 杭基礎の例

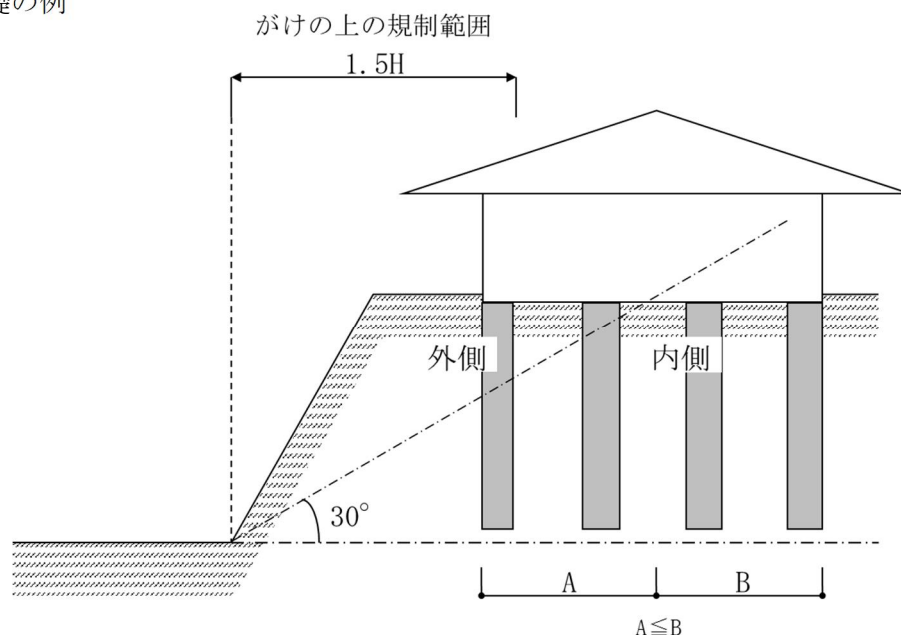


図 2-4：杭基礎の場合

- ・ 杭の根入れ深さは、外側部分の地盤の拘束を無視し安息角以深のみで鉛直支持力が確保できる位置（この例では支持杭に限定しており、先端支持力が期待できないような摩擦杭は除いている）。
- ・ 杭の配置については、安息角線と基礎の底版下面との交点より内側の杭本数の割合が全体本数の $1/2$ 以上になるようにする（長期の検討のみで可）。内側の杭本数の割合が全体本数の $1/2$ 未満となる場合は、外側部分の地盤の拘束を無視し、短期の検討も併せて行うなど安全性を確保する必要がある。

3) 地盤改良の例

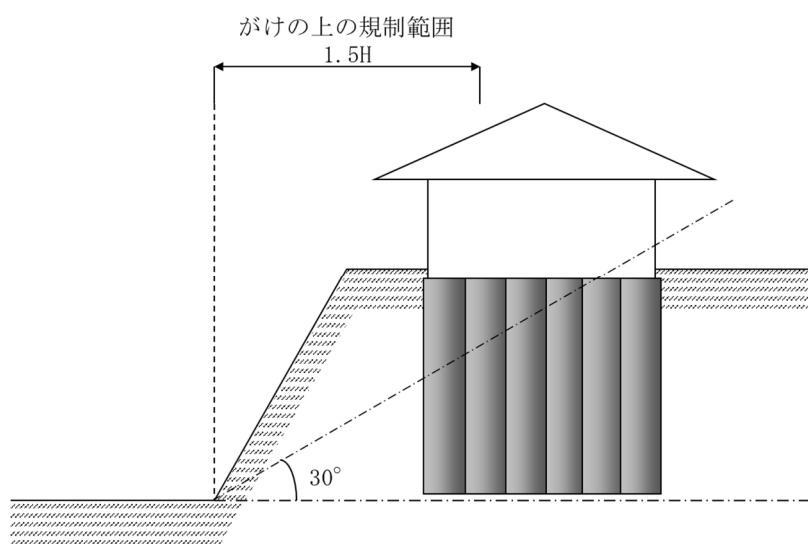


図 2-5：地盤改良（深層混合処理工法）の場合

- ・ がけの安息角以深までセメント系固化材を用いた深層混合処理工法で地盤改良する。接円配置やラップ配置のブロック形式とし、地盤の流失を防ぐ。非ラップ配置（杭配置）、ラップ配置（杭形式）は不可。
（参照：2018 年版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針）
（参照：改良地盤の設計及び品質管理における実務上のポイント）
- ・ 六価クロムの溶出による土壤汚染等の注意が必要である。

○本条第一項第四号のがけの崩壊のおそれがないと判断する際の考え方の例
（宅地造成等規制法施行令第6条、第12条、第13条）

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第六条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

- 一 切土又は盛土（第三条第四号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - （1）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - （2）その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

別表第一（第六条関係）

上欄	中欄	下欄
土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	35度	45度

（崖面について講ずる措置に関する技術的基準）

第十二条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁で覆われた崖面を除く。）が風化その他浸食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

（排水施設の設置に関する技術的基準）

第十三条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れまたは土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障ない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
- 三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水のその他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる場所
 - ロ 排水の経路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 五 ます又はマンホールに、ふたが設けられているものであること。
- 六 ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

○本条第一項第四号のがけの崩壊のおそれがないと判断する際の考え方の例
（宅地造成等規制法施行令第6条）

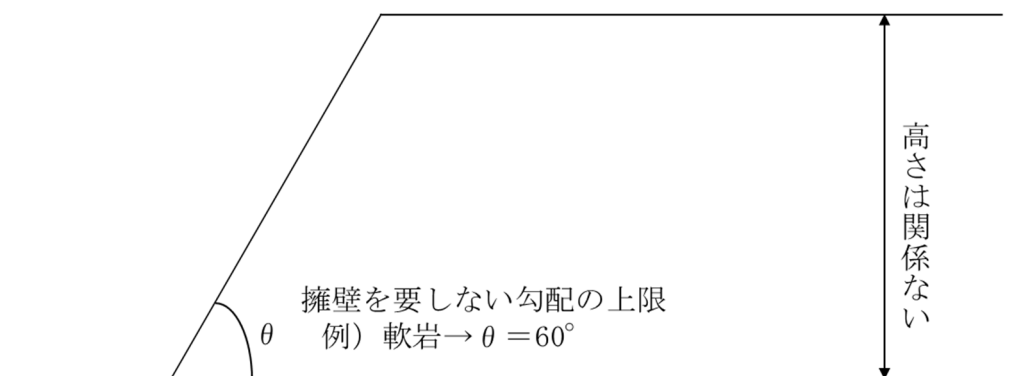


図 4-1 宅地造成等規制法施行令第6条第1項第一号イ（1）の考え方

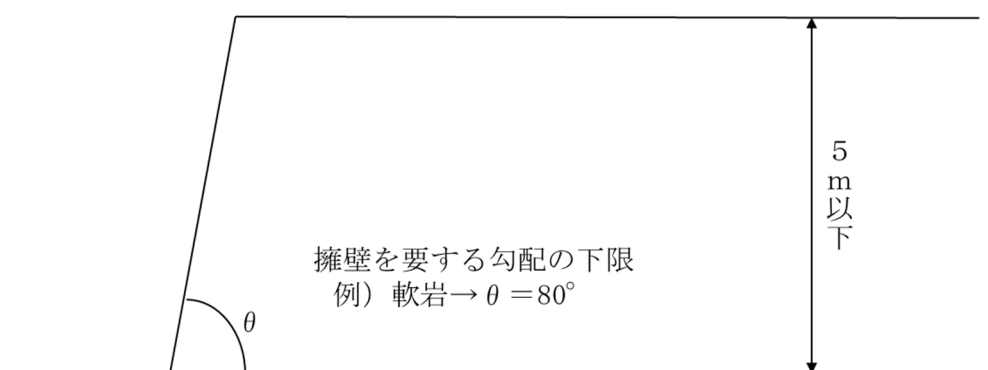


図 4-2 宅地造成等規制法施行令第6条第1項第一号イ（2）の考え方

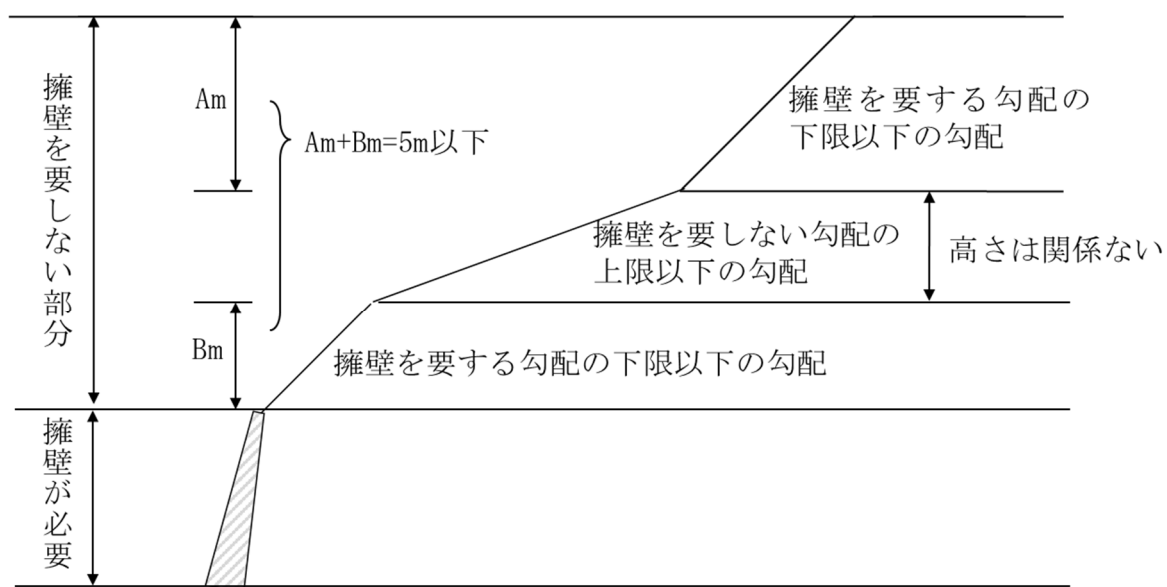


図 4-3 宅地造成等規制法施行令第6条第2項の考え方

○参考資料 1

「特定開発行為許可マニュアル（技術編）（急傾斜地の崩壊）」より

○移動の力や堆積の力の計算に用いる定数

土石等の移動又は堆積による力の計算に用いる定数は、土石等の密度、土石等の比重、土石等の容積密度、土石等の単位体積重量、土石等の内部摩擦角、土石等の流体抵抗係数及び壁面摩擦角がある。これらの値は現地の状況を勘案して適切に設定するものとする。

【解 説】対策工の設計に伴う土質定数の設定にあたっては、現地の土質調査結果を用いることを原則とするが、「道路土工 擁壁工指針」等の技術指針等示されている値を現地の土質などを確認した上で用いてもよいものとする。

表 参考. 1 移動の力や堆積の力の計算に必要な諸定数の参考値

項目	説明	記号	単位	参考値		
急傾斜地の崩壊に伴う土石等の比重	土石等の固体部分を構成する重さと水の重さの比であり、固体部分の構成により異なる。	σ	—	2.6 ¹⁾		
急傾斜地の崩壊に伴う土石等の容積濃度	土石等における間隙部分を除いた固体部分の容積の割合である。 既往の実験結果によれば、土石等の容積濃度として0.45～0.55程度と報告されている。	c	—	0.5 ¹⁾		
土石等の密度	土石等の単位体積当たりの質量で、既往の研究結果によれば、土石等の内部の間隙が水で飽和されているとすると、土石等の密度は「 $\rho = (\sigma - 1) C + 1$ 」で求まる。	ρ_m	t/m ³	1.8 ¹⁾		
土石等の単位体積重量		γ	kN/m ³	土質	密なもの	緩いもの
				砂及び砂礫（礫質土）	20	18
				砂質土	19	17
				粘性土	18	14
急傾斜地の崩壊に伴う土石等の内部摩擦角		ϕ	°	砂及び砂礫（礫質土）	35	35
				砂質土	30	30
				粘性土	25	25
急傾斜地の崩壊に伴う土石等の流体抵抗係数	土石等が移動する際の抵抗を示す係数で、既往の実験によれば、粗度のある斜面において土石等の変形が進んだ場合、流体抵抗係数は0.015～0.06の範囲にある。	f_b	—	0.025 ¹⁾		
建築物の壁面摩擦角		δ	°	$\phi \times 2/3$ ¹⁾		

注1）（財）砂防フロンティア整備推進機構：土砂災害防止に関する基礎調査の手引き、2001

土石等の移動高さ（hsm）：原則、最大崩壊深2.0mとし、hsm＝1.0mとする。ただし、堆積勾配での堆積土砂高が1.0m未満の場合は当該堆積土砂高を用いることができる。

○崩壊土量（V）崩壊幅（W）の設定

現状とかけ離れている場合は、現状から崩壊土量、崩壊幅を推測する。

表 参考. 2 斜面高さごとの崩壊土量（90%値）

急傾斜地の高さ	崩壊土量 V (m ³)	崩壊幅 W (m)
5 ≤ H < 10	40	14
10 ≤ H < 15	80	17
15 ≤ H < 20	100	19
20 ≤ H < 25	150	21
25 ≤ H < 30	210	24
30 ≤ H < 40	240	25
40 ≤ H < 50	370	29
50 ≤ H	500	32

崩壊幅は、全国の斜面災害データから崩壊土量と崩壊幅の関係について求めた近似式（ $W=3.94V^{0.366}$ ）に崩壊土量を代入することにより算出した値である。

「衝撃力と崩壊土砂量を考慮した擁壁の設計手法について」
（国土交通省河川局砂防部保全課
事務連絡 H15.10.21）

○参考資料 2

「特定開発行為許可マニュアル（技術編）（急傾斜地の崩壊）」より

○急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積高(h)の算出

堆積高の算出にあたっては、まず水平に土石等が堆積するときの堆積高： h_1 （m）を算出し、得られた値をもとに土石等が堆積勾配をもって堆積するときの堆積高： h （m）を求めるものとする。

$$h_1 = \frac{-X_1 + \sqrt{X_1^2 + 2S \cdot \tan(90 - \theta_u)}}{\tan(90 - \theta_u)}$$

h_1 : 水平に土石等が堆積するときの堆積高（m）
 S : 土石等の断面積（単位あたりの土砂量） $=V/W$ （ m^2 ）
 V : 崩壊土量（ m^3 ）
 W : 最大崩壊幅（m）
 θ_u : 斜面の傾斜度（°）
 X_1 : 急傾斜地下端からの距離（m）
 ϕ : 堆積勾配（＝土石等の内部摩擦角とする）（°）

$$Wh_1 = \frac{1}{2} \left(2W + \frac{2h}{\tan \phi} \right) \times h$$

$$\text{以上より堆積高}h\text{は、} h = \frac{-W \tan \phi \pm \sqrt{W^2 \tan^2 \phi + 4Wh_1 \tan \phi}}{2}$$

$$\text{堆積高}h > 0 \text{ より、} h = \frac{1}{2} \left(\sqrt{W^2 \tan^2 \phi + 4Wh_1 \tan \phi} - W \tan \phi \right)$$

又は、崩壊する土石量を安全側に想定し、がけと建物との距離から高さを求める方法もある。

○急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動の力(F_{sm})の算出

待受け擁壁等に作用する移動の力は次式で与えられる。

$$F_{sm} = \rho_m g h_{sm} \left[\frac{b_u}{a} \left(1 - \exp \left(\frac{-2aH}{h_{sm} \sin \theta_u} \right) \right) \cos^2(\theta_u - \theta_d) \right] \exp \left(\frac{-2ax}{h_{sm}} \right) + \frac{b_d}{a} \left(1 - \exp \left(\frac{-2ax}{h_{sm}} \right) \right)$$

上式における変数は以下に示すとおりである。

$$a = \frac{2}{(\sigma - 1)c + 1} f_b$$

$$b_u = \cos \theta_u \left\{ \tan \theta_u - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$$

$$b_d = \cos \theta_d \left\{ \tan \theta_d - \frac{(\sigma - 1)c}{(\sigma - 1)c + 1} \tan \phi \right\}$$

F_{sm} : 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動（以下「土石等移動」という。）により建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさ（ kN/m^2 ）

b_u, b_d : b の定義式に含まれる θ にそれぞれ θ_u 、 θ_d を代入した値

x : 急傾斜地の下端からの水平距離（m）

H : 急傾斜地の高さ（m）

h_{sm} : 土石等移動の高さ（m）

θ_u : 急傾斜地の傾斜度（°）

θ_d : 当該急傾斜地の下端からの平坦部の傾斜度（°）。 $\theta_d = 0$ とする。

ρ_m, g : 土石等の密度（ t/m^3 ）、重力加速度（ m/s^2 ）

σ, c, f_b : 土石等移動時の当該土石等の比重、容積濃度、流体抵抗係数

ϕ : 土石等移動時の当該土石等の内部摩擦角（°）

（大規模な建築物の敷地と道路との関係）

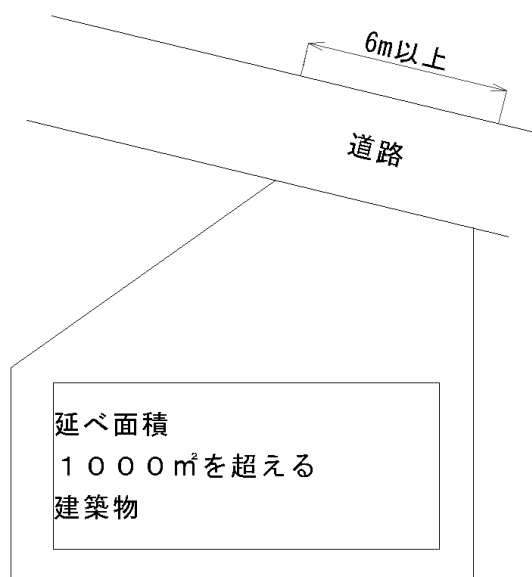
第五条 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計。第五十条の三第一項第一号において同じ。）が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接しなければならぬ。ただし、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他の土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

〔解説〕本条は、大規模な建築物の敷地が道路に接する長さ（接道長さ）についての規定で、都市計画区域内に限り適用される。

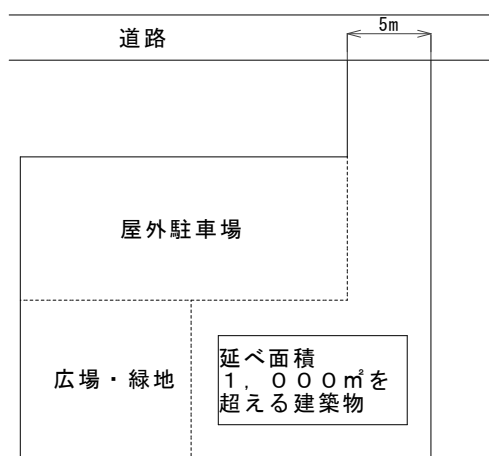
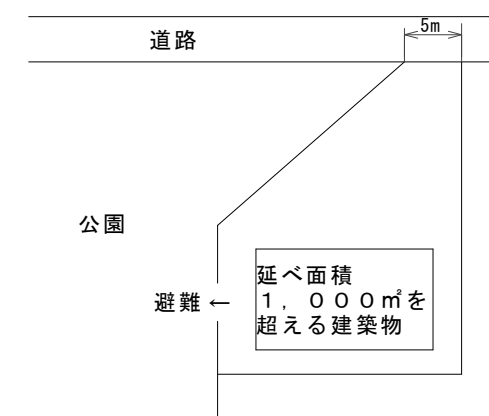
一 大規模建築物は、収容人員が多いこと、出入する自動車等の数が多いこと等から通行の安全上の配慮が必要なこと、また火災等の災害時の避難・消火活動が困難となることが考えられるので、法第四十三条の接道長さの規定に上乗せして、延べ面積が千平方メートルを超える建築物の敷地の道路に接する長さを六メートル以上とした。

二 ただし書は、次に掲げるような場合で、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

- ・当該建築物の敷地に接して、避難上有効な公園その他の公共の空地がある場合
 - ・当該敷地が相当広く、敷地内において消防活動に利用できる空地及び建築物に収容される人員が一時避難の場所として使用できる空地がある場合
 - ・敷地が道路に接する長さが基準の数値に欠ける程度が小さい場合
 - ・当該建築物の用途・利用形態及び道路の交通状況から通行の安全上支障がない場合
- なお、特殊建築物については、別途定める制限があるので注意を要する。



（敷地に接して避難上有効な公園その他の公共の空地がある場合の例）



（敷地内において消防活動に利用できる空地等がある場合の例）

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
第一節 通則

（適用の範囲）

第六条 この章の規定は、次の各号に掲げる特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が当該各号に定める面積を超えるものに限り、適用する。

- 一 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物 百平方メートル（集会場は、三百平方メートル）
- 二 長屋 百平方メートル
- 三 倉庫 五百平方メートル
- 四 自動車車庫 五十平方メートル
- 五 自動車修理工場 三十平方メートル

〔解説〕

一 本条は、本章の規定が適用される「特殊建築物」の範囲を定めたものである。

二 第一号については、令和元年六月二十五日付けで施行された改正建築基準法（平成三十年法律第六十七号）により、法第六条第一項第一号の規模が、百平方メートルから二百平方メートルに見直されたが、本条における法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物の対象規模は見直さず、百平方メートル（集会場にあつては三百平方メートル）のままとしている。

三 第二号の長屋は、防火・避難等の配慮が必要な建築物であることから、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるものについて、本章の規定が適用される建築物として位置付けている。

（敷地と道路との関係）

第七条 前条の特殊建築物は、路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- 一 この条例の規定の施行の時の床面積の合計の範囲内で改築するとき。
- 二 増築後の床面積の合計がこの条例の規定の施行の時の床面積の合計の一・二倍を超えないとき。
- 三 路地状の部分の幅員が、次の表の上欄に掲げる路地状の部分の長さの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる路地状の部分の幅員の数値以上のとき。

路地状の部分の長さ （単位メートル）	路地状の部分の幅員 （単位メートル）
十以内のもの	三
十を超え二十以内のもの	四
二十を超え二十五以内のもの	五
二十五を超えるもの	六

〔解説〕

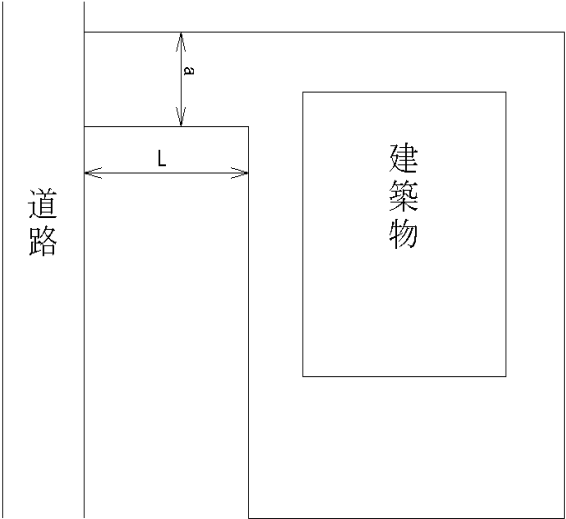
一 本条は、第六条に規定する特殊建築物を路地状の部分だけで道路に接する敷地に建築することを原則として禁止することとしたもので、都市計画区域内に限り適用される。このような規定が設けられたのは、特殊建築物は不特定の者、多数の者が利用すること、火災発生の恐れ又は火災荷重が大きいこと、緊急時の避難に対する配慮が必要なこと、自動車の出入りが多いことなどから付近の通行への影響も大きいなど、その用途及び使用上の特殊性からより安全性が要求されるので、原則として路地状の部分だけで道路に接する敷地に特殊建築物を建築することを禁止することにより避難及び通行上の安全を図ろうとしたものである。

二 ただし書前段の規定は、一定の要件に該当する場合に限って、路地状の部分だけで道路に接する敷地に特殊建築物を建築することを認めることとしたものである。一定の要件とは次の場合である。

- (一) この条例が適用される時点（以下「基準時」という。）の床面積の合計の範囲内で改築するとき。
 - (二) 増築後の床面積の合計が基準時の床面積の合計の一・二倍を超えないとき。
 - (三) 路地状の敷地の部分が次図に示すものであるとき。
- 三 ただし書後段の規定は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであり、想定されるケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

第八条 学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等（政令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）の用途に供する建築物の敷地は、その用途に供する部分の床面積の合計に依じて道路に次の表に掲げる長さ以上接しなければならない。ただし、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

その用途に供する部分の床面積の合計（単位平方メートル）	敷地が道路に接する長さ（単位メートル）
百を超え二百以内のもの	三
二百を超え五百以内のもの	四
五百を超え千以内のもの	五



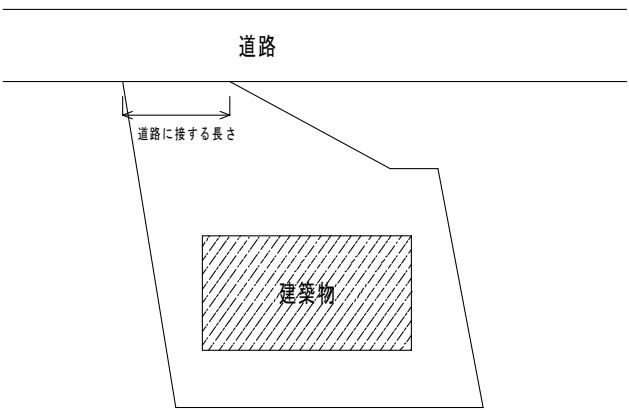
Lの値 （単位 m）	aの値 （単位 m）
10以内のもの	3以上
10を超え20以内のもの	4以上
20を超え25以内のもの	5以上
25を超えるもの	6以上

〔解説〕

一 本条は、災害時に避難上の安全確保が特に重要となる特殊建築物について、敷地が道路に接する長さ（接道長さ）を規定したもので、都市計画区域内に限り適用される。

なお、この規定は第五条と同様、避難及び通行上の安全を確保するため、法第四十三条第三項の規定により、接道長さの制限を付加したものである。

二 特殊建築物のうち学校、体育館、病院、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等でその用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合には、その用途に供する部分の床面積の合計）が百平方メートルを超え、千平方メートル以内の建築物に対して適用され、建築物の規模により必要となる接道長さが規定されている。ここでのいう学校とは、専修学校及び各種学校を含み、幼保連携型認定こども園も該当する。この規定を図示すれば次のとおりである。



床面積の合計 (単位 m ²)	道路に接する 長さ (単位 m)
100を超え 200以内	3以上
200を超え 500以内	4以上
500を超え 1000以内	5以上

三 ただし書は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであり、想定されるケースとしては第五条ただし書の解説と同様である。

第九条 削除
第十条 削除

〔便所の構造〕

第十一条 政令第三十条第一項の規定により指定する建築物は、児童福祉施設等、診療所、マーケット、ダンスホール、遊技場、キャバレー、ナイトクラブ、共同住宅及び下宿の用途に供する建築物とする。

〔解説〕

一 本条は、政令第三十条第一項の規定により同条に規定する建築物の用途を指定したもので、都市計画区域内に限り適用される。

二 便所の構造制限の内容は次のとおりである。

- ・ 不浸透質の便器を設けること
- ・ し尿の臭気が建築物の他の部分等に漏れないものであること
- ・ 便槽に雨水、土砂等が流入しないものであること
- ・ 便器及び小便器から便槽まで不浸透質の污水管で連結すること
- ・ 水洗便所以外の便所（便所の出入口に密閉することができ戸がない場合においては大便所）の窓その他換気のための開口部には、は（）、え（）、を防ぐための金網等を張ること

第二節 学校

（四階以上に設ける教室等の禁止）

第十二条 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他の児童、生徒等を収容する室は、四階以上の階に設けてはならない。ただし、小学校の用途に供する建築物で知事が避難施設、消火設備、当該室の内装等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、この限りでない。

〔解説〕

一 本条は、小学校又は特別支援学校の用途に供する建築物の教室その他の児童、生徒等を収容する室については、四階以上の階に設けることを禁止したものである。

平成二十七年十二月十六日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第四百二十一号）」の制定による建築基準法施行令改正により、義務教育学校の前期課程について小学校と同様の規定が適用されることとなった。これを踏まえ、この条例にも本規定が適用される。

二 ただし書は、知事が当該建築物の避難施設、消火設備等の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、小学校の四階以上の階に教室等を設けることができることとしたもので、次に掲げる事項を踏まえ、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

- ・四階以上の階に設けられる児童を収容する室の用途は、特別教室又は高学年児童の使用する一般教室とするものであること
- ・その棟の居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを難燃材料とし、また、廊下、階段、その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上りを準不燃材料としたものであること
- ・四階以上の階においては、教室等の各部分から階段までの距離が三十メートル以内となるように直通階段を設け、端部に設ける直通階段は原則として屋外避難階段であること
- ・避難上有効なバルコニーを設けたものであること（またバルコニーからの児童の転落防止には十分な配慮をしたものであること）
- ・消防法第十七条の規定による消防設備等の設置及び維持の基準を満足するもののほか、消防法施行規則第三十一条の基準に適合する連結送水管を設けたものであること
- ・使用するカーテン等は消防法施行令第四条の三第四項に規定する防炎性能を有するものであること

（木造建築物等である校舎と隣地境界線との距離）

第十三条 木造建築物等である校舎（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第三百三十六条の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するものを除く。）の本屋の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線（避難上有効な公園、広場等の空地に接する部分を除く。）までの距離は、二メートル以上としなければならない。ただし、当該隣地境界線から二メートル未満の距離にある当該校舎の本屋の外壁の部分が準防火性能を有するものである場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

〔解説〕

一 本条は、耐火建築物、準耐火建築物、政令第三百三十六の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するもの以外の木造建築物等である校舎について防火上、安全上の観点から校舎の本屋と隣地境界線との間には一定の距離が必要となる旨を規定したものである。

ここでいう木造建築物等とは、法第二十三条によるものであり、主要構造部の法第二十一条の政令第三百九条の四で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたものをいう。

二 必要となる距離は二メートル以上であるが、ただし書の規定により、当該隣地境界線からの距離が二メートル未満の部分の外壁が法第二十三条に定める準防火性能を有し、かつ避難上支障がなければこの規定は適用されない。

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

（興行場等の定員）

第十三条の二 この節の規定において、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（以下「興行場等」という。）の定員は、次の各号に掲げる客席の用途に供する部分の使用形態の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により計算した席数の合計による。

一 個人別に区画されたいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席を一席として席数を計算した場合における当該部分の総席数
二 長いす式のいす席を設ける部分については、当該部分にある一のいす席ごとにその正面の幅を四十センチメートルで除して得た数値（その数値に一未満の端数があるときは、その端数を一に切り上げるものとする。以下この条において同じ。）をもつて当該いす席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

三 ます席を設ける部分については、当該部分にある一のます席ごとにその床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該ます席の席数として席数を計算した場合における当該部分の総席数

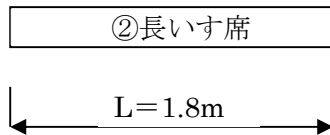
四 栈敷席を設ける部分については、当該部分として使用される栈敷席の区画ごとにその床面積を〇・三平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合には、当該部分における当該部分の総席数

五 立見席を設ける部分については、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を〇・二平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合には、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を〇・五平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合には、当該部分の総席数

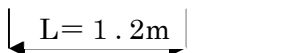
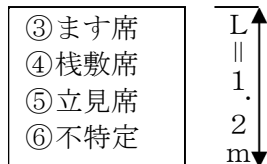
六 使用形態が特定できない部分については、当該部分として使用される区画ごとにその床面積を〇・五平方メートルで除して得た数値をもつて当該区画の席数として席数を計算した場合には、当該部分の総席数

〔解説〕 本条は、条例を適用する際の定員の算出方法を規定したものであり、計算例を示すと次のとおりである。

① 個人別のいす席…定員Ⅱいす席数



$$\textcircled{2} 1.8 \div 0.4 = 4.5 \rightarrow \text{定員 } 5 \text{ 人}$$



$$\begin{aligned} \textcircled{3}\textcircled{4} 1.2 \times 1.2 \div 0.3 &= 4.8 \rightarrow \text{定員 } 5 \text{ 人} \\ \textcircled{5} 1.2 \times 1.2 \div 0.2 &= 7.2 \rightarrow \text{定員 } 8 \text{ 人} \\ \textcircled{6} 1.2 \times 1.2 \div 0.5 &= 2.9 \rightarrow \text{定員 } 3 \text{ 人} \end{aligned}$$

（敷地と道路との関係）

第十四条 興行場等の用途に供する建築物の敷地は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない。

興行場等の定員の合計数（単位人）	道路の幅員（単位メートル）
三百以下	四
三百一以上六百以下	五
六百一以上九百以下	六
九百一以上千五百以下	八
千五百一以上	十一

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物にある興行場等の定員の合計数に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

興行場等の定員の合計数（単位人）	道路の幅員（単位メートル）	
	一の道路	他の道路
九百以下	四	四
九百一以上千五百以下	六	四
千五百一以上	八	六

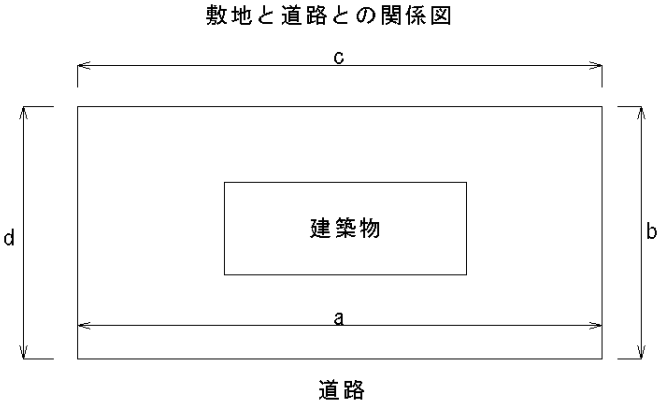
3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の用途に供する建築物の敷地について、その定員の合計数の区分に応じ、敷地が接すべき道路の幅員についての制限とその例外を定めたものであり、都市計画区域内に限り適用される。

二 第一項及び第二項の制限は、興行場等は一般に在館者密度が高く、火災その他緊急時に多数の人々が避難でき、しかもその際消防車等の活動を妨げることのない幅員をもつ道路に敷地が接することを求めたものである。第一項は、敷地が一の道路にのみ接する場合で興行場等の定員の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない道路の幅員を定めているものであり、これを図示すれば次のとおりである。なお、本条は第一項若しくは第二項のいずれかに適合していれば良い。

(第一項)

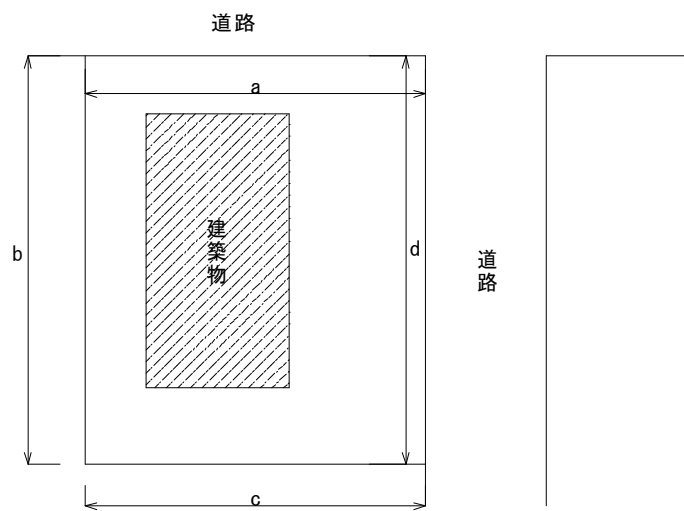


興行場等の定員の合計数 (単位 人)	道路の幅員 (単位 m)
300以下	4 以上
301以上 600以下	5 以上
601以上 900以下	6 以上
901以上 1,500以下	8 以上
1,501以上	11 以上

三 第二項は、敷地が二以上の道路に接する場合の規定で、一方向の道路に対し二方向以上の道路が敷地に接することは、当然、避難や消防活動上有利であり、第一項を緩和した規定になっている。興行場等の定員の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの三分の一以上が接しなければならない二以上の道路の幅員を定めたものであり、これを図示すれば次のとおりである。

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場（第13条の2～第22条の3）

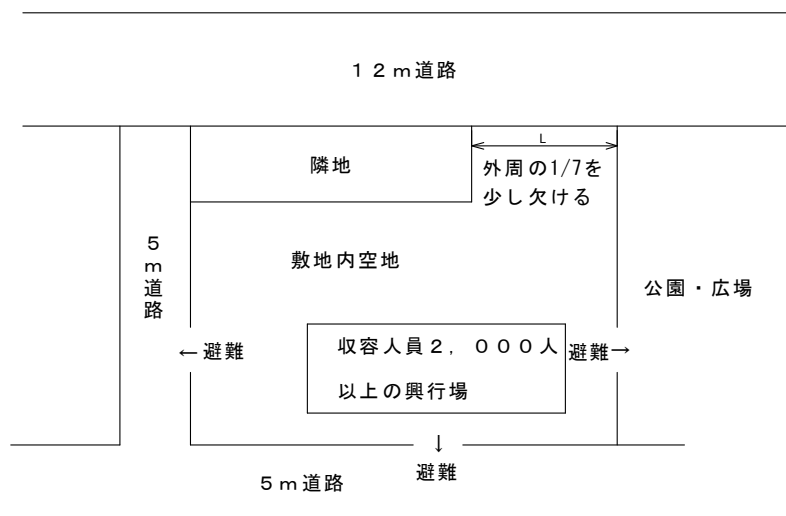
(第二項)



((注) $a+d \geq (a+d+c+d)/3$)

興行場等の定員の合計数 (単位 人)	道路の幅員 (単位 m)	
	一の道路	他の道路
900以下	4	4
901以上 1,500以下	6	4
1,501以上	8	6

(第三項の例)



（前面空地）

第十五条 興行場等の用途に供する建築物は、その敷地内に、その主要出入口の前面に沿った空地（以下「前面空地」という。）を設けなければならない。

2 前面空地の面積は、○・一平方メートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上としなければならない。

3 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

（一） 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ（一）又は（二）のいずれかに該当する建築物の部分

（二） 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分

4 興行場等の主要出入口が避難階以外の階にあるときは、その階における興行場等の主要出入口の前面に沿った空間を前面空地とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。

〔解説〕

一 本条は、興行場等における前面空地の設置義務を課するとともにその要件を定めたものであり、都市計画区域内外を問わず適用される。本条の趣旨としては、興行場等は、その用途上使用する人数が一時的に集中するため通常の通行及び火災等非常時の避難の安全を確保しようとするところにある。

二 前面空地とは、主要出入口における混雑防止及び避難のための空地であり、その位置は主要出入口の前面に設けなければならない。

三 前面空地は、第二項の規定により算出した数値以上の面積が必要であり、主要出入口の前面に設けることとなるが、第十六条の規定により、主要出入口は道又は屋外の通路に面しなければならないこととなっているので注意が必要である。

四 前面空地は、原則、天空を確保する必要があるが、第十五条第三項及び第二十四条第二項は、前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、特定主要構造部が法第二条第九号の二イ（一）又は（二）のいずれかに該当する建築物の部分又は主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分として設けることができることとしたものである。

第十五条第三項第一号及び第二十四条第二項第一号の規定は、部分的に木造化した耐火建築物の適用が可能となるよう、令和四年法改正に伴う令和六年の条例改正により追加したものである。

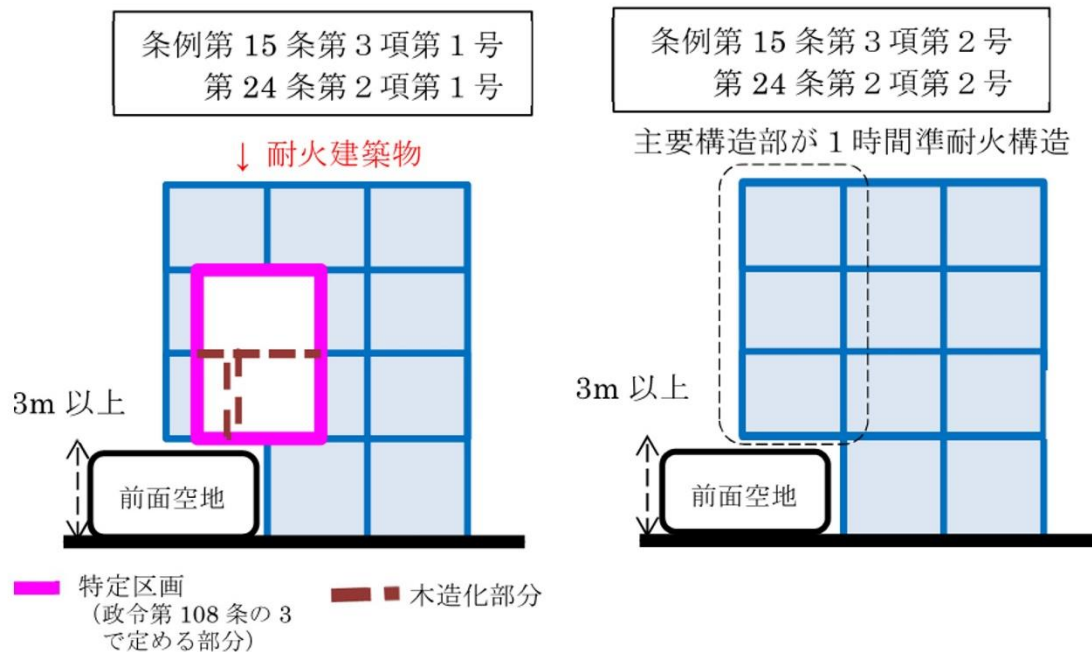
「特定主要構造部が法第二条第九号の二イ（一）又は（二）のいずれかに該当する建築物」とは、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令第八八条の三で定める部分以外の部分（特定主要構造部）を耐火構造とした建築物又は耐火性能検証法や大臣認定により所定の性能を有することが確認された建築物をいう。

なお、防火上及び避難上支障ないものとして政令第八八条の三で定める部分の規定は、「耐火建築物」のみ適用を受けることとされており、当該部分を有する場合は、「耐火建築物」とする必要がある。

五 第四項は、興行場等が、百貨店やビル等複合用途建築物の二階以上又は地階にある場合にはその階の床を地盤面とみなして第一項及び第二項の規定を適用することとしたものである。

なお、興行場等の主要出入口が避難階にある場合は、その建築物から外部に通ずる出入口のひとつを主要出入口とみなし、前三項の規定が適用される。また、本項を適用し、建築物の内部に前面空地を確保した場合は、外部に確保する必要はない。

（第3項）



（屋外に通ずる出入口等）

第十六条 興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出入口は、避難上有効な位置に二以上設けること。
- 二 出入口は、道（都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第四十四条第二項第一号を除き、以下同じ。）又は屋外の通路に面すること。
- 三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。

四 出入口の幅員の合計は、〇・八センチメートルに当該建築物にある興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、一の建築物の二以上の階に興行場等がある場合で、次条第三号ただし書に規定する構造の直通階段を設けるときは、〇・八センチメートルに各階の興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。

二 出入口が面する屋外の通路の幅員は、その通路を使用する出入口の幅員の合計以上としなければならない。

三 前項の通路は、道、公園、広場その他避難上有効な空地に通ずるよう設けなければならない。

四 第一項（第二号及び第四号ただし書を除く。）の規定は、興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないものについて、準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口」とあるのは「興行場等の用途に供する部分の出入口で、興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口でないもの」と、同項第一号中「二以上」とあるのは「二（興行場等の用途に供する部分が避難階にある場合において、当該興行場等とその用途に供する部分の出入口であつて興行場等の用途に供する建築物の屋外に通ずる出入口であるものがあるときは、二から当該屋外に通ずる出入口であるものの数を控除した数）以上」と読み替えるものとする。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の出入口の数、幅員、設置場所等についての基準を定めたものであり、都市計画区域の内外を問わず適用される。

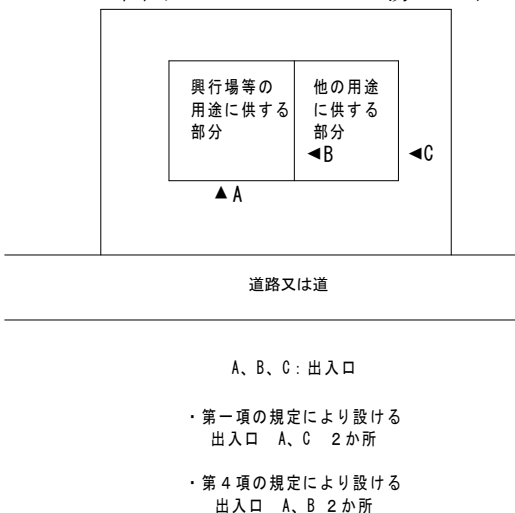
二 第一号は、火災その他緊急時に避難者が一つの出入口に集中しないよう出入口を二箇所以上設けることを義務付けたものであり、避難方向が一方に偏らないよう避難上有効な位置に設けることとしたものである。

三 第三号は、平成三年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を図り、一メートル以上を確保することを規定したものである。

四 第四号は、定員に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるよう規定したものである。

五 第二項及び第三項は、出入口が面する屋外の通路の幅員等について規定したものである。

六 第四項は一つの建築物の中に複数の興行場等が設置される場合又は興行場等以外の用途と複合して設置される場合に、興行場等の用途に供する部分（一つの客席部に併せて設けられる客用廊下、舞台、楽屋等を含む一団の部分）から、その他の部分への出入口を二以上設けなければならないことを規定したものである。この場合に、興行場等の用途に供する部分から直接屋外に出ることができる出入口については、その数を減じた数として良いこととした。この場合を図示すれば下のとおりである。



（直通階段の配置等）

第十七条 興行場等の客用の直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 直通階段は、客席の用途に供する部分の出入口又は客用の廊下等の付近に配置し、かつ、当該直通階段の一以上は、主要出入口の付近に配置すること。
- 二 前号の規定により主要出入口の付近に配置された直通階段の幅員の合計は、次号に規定する幅員の合計の二分の一以上であること。
- 三 各階における直通階段の幅員の合計は、○・八センチメートルにその直上階以上の階（地階にあつては、当該階以下の階）の興行場等の定員の合計数を乗じて得た数値以上とすること。ただし、直通階段を特別避難階段又は前室若しくはバルコニー付の屋外避難階段としたときは、○・八センチメートルに興行場等の定員の合計数の最大の階における当該合計数を乗じて得た数値以上とすることができる。
- 四 客席の用途に供する部分から直接進入する場合の直通階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。
- 五 直通階段には、回り段を設けないこと。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の客席部からの円滑な避難を確保するために直通階段の配置及び幅員等を定めたものである。第一号及び第二号により興行場等の用途に供する部分の主要出入口の付近には、必要とされる幅員の二分の一以上の幅員をもつ直通階段を設置することとしているが、これは一般に避難者が非常時に最初に避難しようとする方向は、日常的に使用する経路又は出入口の方向と考えられるためである。

二 第四号は、火災時に客席部から直接煙が階段室に流入することを防ぐために設けた規定である。

三 らせん階段や折り返し階段の踊り場部分に設けられる回り段は踏み面の寸法が階段の内側と外側とで異なり、一時に多数の避難者が集中すると転倒する等の混乱を招く恐れがあるため、第五号により客用の直通階段には回り段を設けてはならないこととしている。

（客用の廊下等）

第十八条 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 廊下の幅員は、興行場等の定員に応じて次の表の数値以上とすること。

興行場等の定員（単位人）	主要出入口に接する廊下の幅員 （単位センチメートル）	その他の廊下の幅員 （単位センチメートル）
三百以下	二百	百二十
三百一以上	右の数値に興行場等の定員が三百人を超える部分について百人までごとに十を加えて得た数値	同上

二 客席の用途に供する部分の出入口の扉は、前号に規定する幅員の二分の一以上を妨げないこと。

三 廊下の幅員は、原則として避難する方向に向かつて狭くしないこと。

四 廊下は、行き止まり状となる部分の長さを十メートル以下とすること。ただし、行き止まり状の部分の先端付近に避難上有効なバルコニー又はこれに類するものを設けた場合は、この限りでない。

五 廊下に高低差を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ 傾斜路とする場合は、こう配を十二分の一以下とすること。

ロ 階段状とする場合は、各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十五センチメートル以下、踏面は三十センチメートル以上とすること。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の客用の廊下の幅員及び構造等について定めたものである。

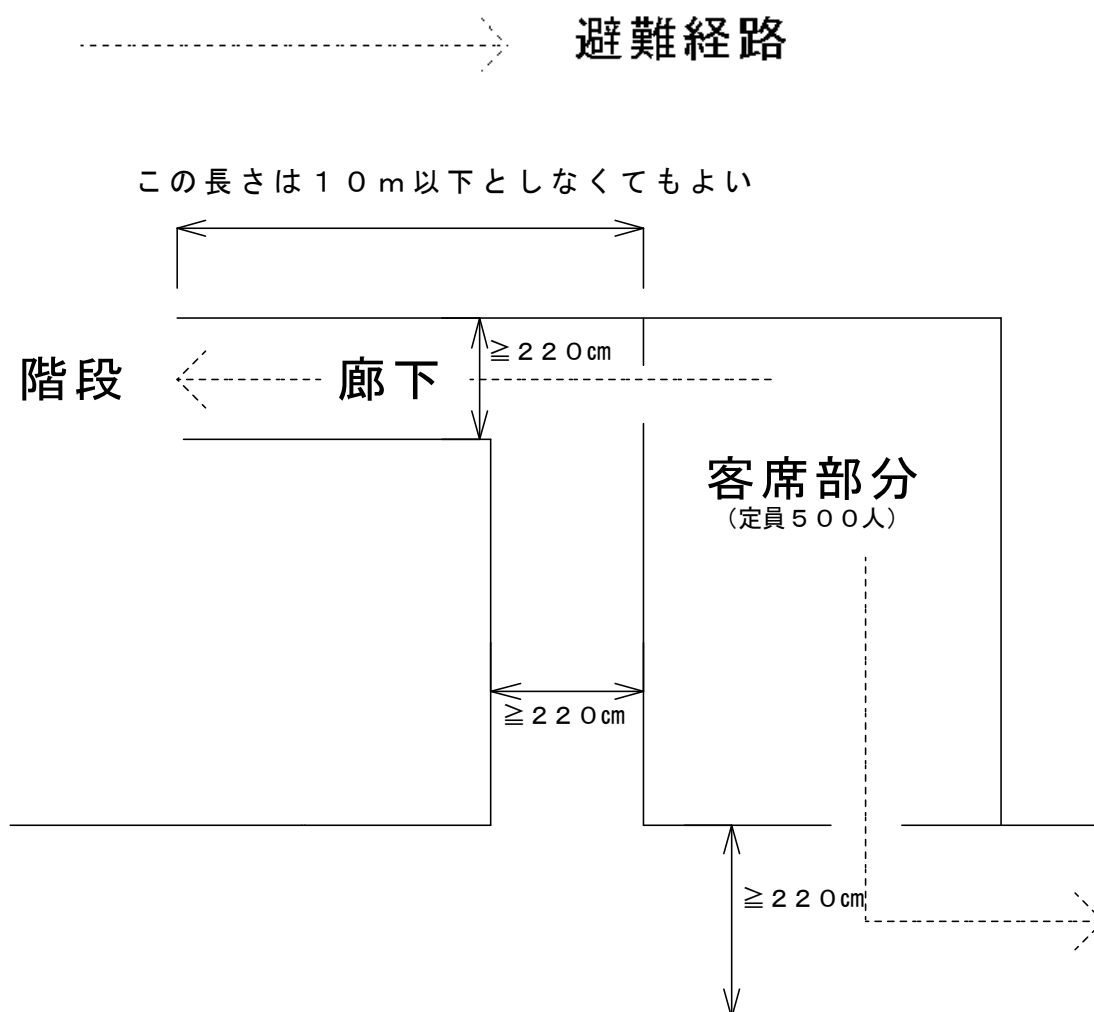
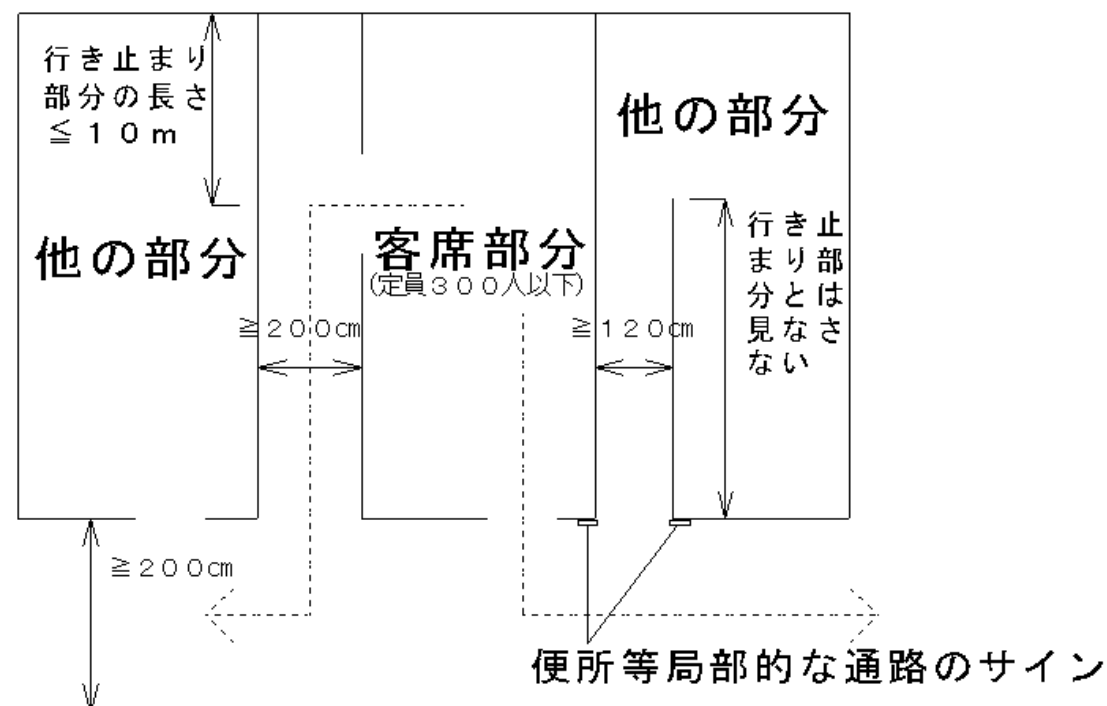
なお、客用の廊下とは、避難経路に使用される廊下のみならず、それらと形態的に一体となっている部分も含むものである。

二 第一号は、興行場等の定員に応じた廊下幅を規定している。

なお、その他の廊下とは、長さ、配置、形態等が便所等へ行くための局所的な廊下で、緊急時に避難する人が使用しないことが明らかなものである。

三 第三号は、第一号により必要幅を確保した廊下で、柱型など局部的に狭くなるものを除いて避難方向に狭くしてはならないこととしている。

四 第四号は、避難経路に不慣れた避難者が廊下の出口のない部分に迷い込むことがないよう設けた規定である。これを図示すれば次のとおりである。



（客席の用途に供する部分の出入口）

第十八条の二 興行場等の客席の用途に供する部分の出入口は、当該出入口の設けられた客席の用途に供する部分ごとに次の各号に定めるところによらなければならない。

一 出入口の数は、客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて次の表に定める数以上とすること。

客席の用途に供する部分ごとの定員（単位人）	出入口の数
三十以下	一
三十一以上三百以下	二
三百一以上六百以下	三
六百一以上千以下	四
千一以上千五百以下	五
千五百一以上	六

二 出入口を二以上設ける場合は、避難上有効に配置すること。

三 出入口の幅員は、一メートル以上とすること。

四 出入口の幅員の合計は、〇・八センチメートルに客席の用途に供する部分ごとの定員の数を乗じて得た数値以上とすること。

〔解説〕

一 本条は、客席の用途に供する部分から直接出ることができ出入口について規定したものであるが、客席部が上下二層に分かれているなど直接相互に行き来できない別々の部分に分かれている場合は、それぞれの区画ごとに各号を適用する。

二 第一号は客席の用途に供する部分ごとの定員に応じて必要な出入口の数を規定したものであるが、あらゆる客席からの二方向避難を確保するという原則から、客席部からの出入口は最低二つは必要である。しかし、一で述べたとおり各区画ごとに適用を受けるため、ボックス席等の極めて小規模な客席部に対しては二つの出入口を設けることは事実上困難であり、その必要性も低いことから、定員が三十人以下の部分は一か所で良いこととしている。

三 第二号は、複数の出入口が火災による煙、熱等により同時に使用できなくなることがないように、互いに十分離れてかつ避難上有効な位置に設置するよう規定したものである。

四 第三号は、平成三年に国が示した「興行場等に係る技術指針」との整合を図り、一メートル以上を確保することを規定したものである。

五 第四号は、通過人数に応じて出入口の幅員の合計が大きくなるように規定したものである。

（客席の構造）

第十八条の三 興行場等の客席の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 いす席については、いすの前後間隔（前席いすの最後部と後席いすの最前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。）を水平投影距離で三十五センチメートル以上とすること。
- 二 立見席については、立見席以外の客席の後方に配置し、縦通路に面すること。
- 三 立見席の前面及び主階以外にある客席の前面には、高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。
- 四 段床に客席を設ける場合で前段との高さの差が五十センチメートル以上あるときは、当該客席の前面に高さ七十五センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。

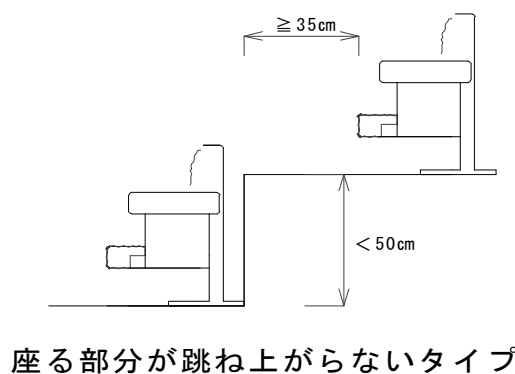
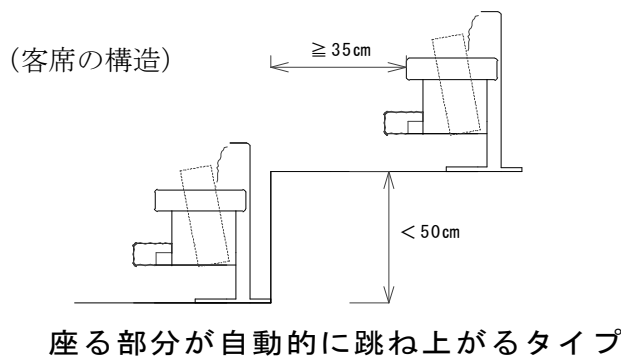
〔解説〕

一 本条は、避難の安全性を確保するため、客席の構造を規定したものである。

二 第一号で規定する、いす席の場合のいすの前後間隔の測定は、人が着席していない状態で、座る部分が自動的に跳ね上がるタイプでは、跳ね上がった状態で測定する。

三 第二号は立見席を設ける場合は、側方の縦通路の一部を立見席とすると避難路としての確保が困難であるので、客席部の後方に配置し、縦通路に面することとした規定である。

四 第三号は、立見席の前面には安全上及び境界の明確化のために、また、主階以外の客席の前面には落下防止のために、高さ七十五センチメートル以上の手すりの設置を義務づけたものである。



（客席の用途に供する部分の通路の配置等）

第十八条の四 興行場等の客席がいす席の場合の客席の用途に供する部分の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 客席の横列の八席（いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えるときは、一センチメートルを増すごとに八席に一席を加えた席数とし、二十席を限度とする。）までごとに両側に縦通路を設けること。ただし、縦通路によつて区分されることとなる客席の横列が四席（いすの前後間隔が三十五センチメートルを超えるときは、二センチメートルを増すごとに四席に一席を加えた席数とし、十席を限度とする。）以下の場合は、客席の片側のみに縦通路を設けることができる。

二 縦通路の幅員は、客席がその両側にある場合にあつては八十センチメートル以上、客席がその片側のみにある場合にあつては六十センチメートル以上とすること。

三 客席の縦列の二十席までごとに横通路を設け、その幅員は、一メートル以上とすること。

四 縦通路の最前部及び最後部は、横通路に連結し、又は客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下ときは、この限りでない。

五 横通路の両端は、客席の用途に供する部分の出入口に直通すること。ただし、客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、この限りでない。

2 客席の用途に供する部分の両側に幅員が八十センチメートル以上の縦通路を設け、かつ、次の表に定めるところにより、横列の客席数及びいすの前後間隔に応じて、縦列の客席数ごとに客席の用途に供する部分の両側に出入口を設けた場合は、前項の規定は、適用しない。この場合において、横列の客席数は、六十席を超えてはならない。

横列の客席数	いすの前後間隔 （単位センチメートル）	一の出入口を設ける 縦列の客席数
八席以下	三十五以上	十五席以下
九席以上十二席以下	四十以上	十席以下
十三席以上二十席以下	五十以上	六席以下
二十一席以上三十席以下	六十以上	四席以下
三十一席以上四十席以下	六十以上	三席以下
四十一席以上六十席以下	六十以上	二席以下

4 3 興行場等の客席がます席の場合は、当該ます席は、幅員が四十センチメートル以上の縦通路又は横通路に面しなければならない。通路を傾斜路とする場合は、こう配を十分の一（滑り止め等を設けたときは、八分の一）以下としなければならない。

5 通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する場合その他客席の構造上やむを得ない場合は、通路を階段状とすることができる。この場合において、階段状の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 各段のけあげ及び踏面が均一であり、かつ、けあげは十八センチメートル以下、踏面は二十六センチメートル以上とすること。

二 通路の高低差が三メートルまでごとに、横通路又は廊下等に連絡するずい道に通じていること。ただし、通路のこう配が五分の一以下の場合は、この限りでない。

〔解説〕

一 第一項はいす席を設ける場合の客席部分の通路の配置等について規定したものである。

第一号及び第二号は、客席の横列の一定の座席以内ごとに縦通路を配置しなければならない事及びその最低幅員を定めている。

第三号は客席の縦列の二十席以内ごとに幅員一メートル以上の横通路を設けなければならないとしている。

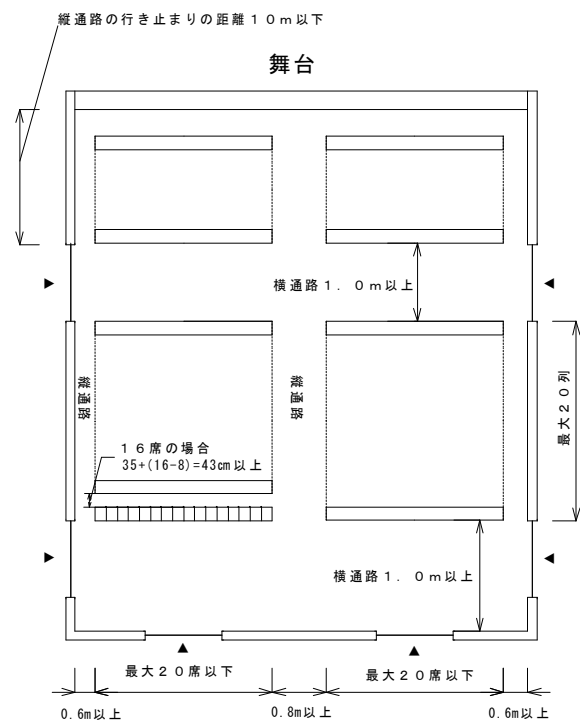
第四号及び第五号により、縦通路は横通路及び客席部の出入口に直通しなければならないことを、横通路は客席部の出入口に直通しなければならないことを規定している。この場合、縦通路の最前部及び最後部から横通路又は客席の用途に供する部分の出入口までの長さが十メートル以下のときは、行き止まりの通路を許容している。また、ただし書の客用の用途に供する部分の出入口までの長さとは、縦通路と横通路の中心線が交差する点から出入口までの距離である。

二 第二項の規定は、客席部の両側に縦通路のみを設けた客席配置形式（コンチネンタル形式と呼ばれるもの）の規定である。この形式の場合、横列の客席数が増加するにしたがっていすの前後間隔を広くし、出入口を設ける間隔も短くすることによって、第一項と同等の避難上の安全性を確保しようとするものであり、第二項によった場合は第一項の規定は適用しない。

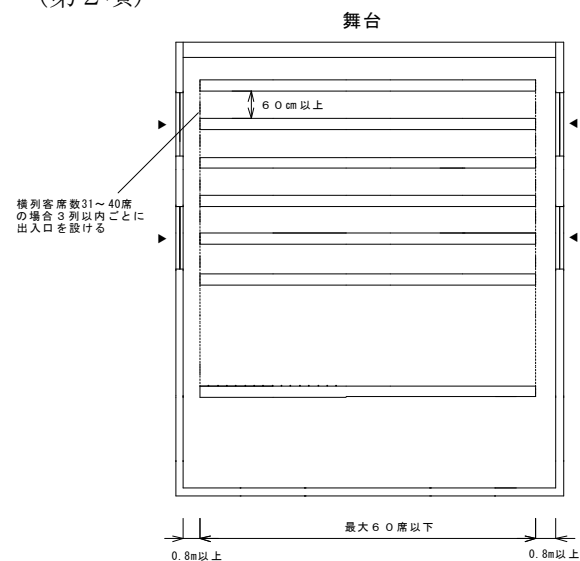
三 第五項は、通路に段を設けることを原則禁止し、やむを得ず段を設ける場合の規定である。

第十九条から第二十一条まで
削除

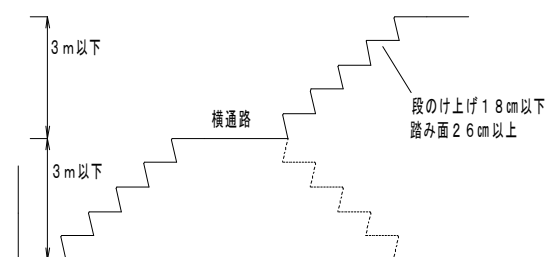
(第1項)



(第2項)



(第5項)



高さ 3 m 以内ごとに、横通路または
ずい道を設けて廊下または出入口に通じさせる
こと。(通路の勾配が 1/5 を超える場合)

（客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画）

第二十二条 定員が三百人を超える興行場等は、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分（当該部分の床面積が百平方メートル以下のものを除く。）と客席の用途に供する部分との境界を屋根裏又は直上階の床に達する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には防火幕を設ける等防火上有効な設備を設けなければならない。

2 定員が千五百人を超える興行場等は、前項の境界を屋根裏又は直上階の床に達する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁で区画し、かつ、その開口部には、自動的に閉鎖又は作動をする構造の特定防火設備、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備その他これらと同等以上の効力を有する設備を設けなければならない。

〔解説〕

一 本条は、興行場等の客席部と舞台部との防火区画について定めたものである。

なお、舞台（花道を除く。）の用途に供する部分が百平方メートル以下の小規模な映画館、ホール等は客席数も限られ、安全上及び避難上支障がないと考えられるため本条の適用をしないものとしたものである。

二 第一項は、定員が三百人を超える興行場等については、舞台部分と客席部分とを区画するため、政令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁を設けるとともに、その開口部には防火幕等を設けなければならないものとし、第二項においては、定員が千五百人を超えるものの開口部には、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の額壁及び自動閉鎖式の特定防火設備等を設けなければならないものとした。

（主階が避難階以外の階にある興行場等の構造）

第二十二条の二 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物（法第二十七条第一項の規定に適合するもの（政令第百十条第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）は、耐火建築物としなければならない。ただし、階数が三以下で延べ面積が二百平方メートル未満のものについては、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、政令第百九条の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

3 第一項の建築物は、興行場等の用途に供する部分と他の用途に供する部分とを一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で区画し、かつ、その開口部には、政令第百十二条第十九項第二号に定める特定防火設備を設けなければならない。

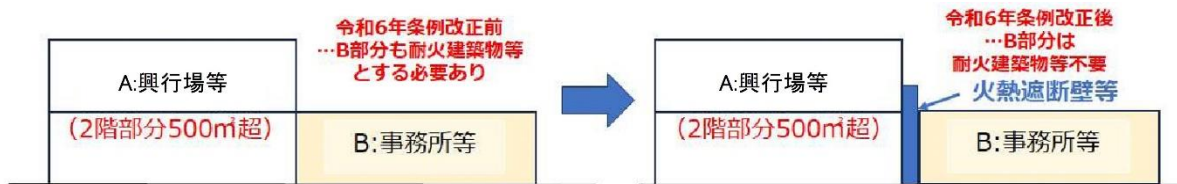
〔解説〕

一 本条は、興行場等の主階が避難階以外にある建築物の防火及び避難上の安全を確保するために設けた規定である。

二 第一項は、このような建築物は防火及び避難上安全性が劣るため、耐火建築物としなければならないとしたものである。ただし、政令第百十条第二号に掲げる基準に適合する建築物及び階数が三以下で、延べ面積が二百平方メートル未満の建築物は、適用除外とするものである。

三 第二十二条の二第二項及び第三十四条第二項は、政令第百九条の八に定める部分（火熱遮断壁等）で防火上分棟的に区画された場合は、第二十二条の二第一項及び第三十四条第一項の規定の適用について二以上の部分を別の建築物と取り扱うことを可能とするものである。これは、令和四年の法改正により、防火上分棟的に区画された場合に法第二十七条等について、二以上の部分を別の建築物として取り扱うことを可能とされたことを受け、令和六年条例改正により、同様に創設したものである。

（第2項）



四 第三項は、第一項の建築物で他の用途との複合建築物の場合に興行場等の用途に供する部分を政令第百二十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床又は壁で異種用途区画と同等の防火区画を義務づけたものであり、開口部には常時閉鎖又は煙感知器連動の特定防火設備の設置を義務づけている。

（興行場等に係る規定の適用除外）

第二十二条の三 この節の規定は、知事が興行場等の用途に供する建築物の位置、建築材料、構造方法等についてこの節の規定に定める基準による場合と同等以上に安全上、防火上及び避難上支障がないと認める場合は、適用しない。

〔解説〕

本条は、特殊な構造方法等による興行場等の出現に対応するため、この節によるものと同等以上に、安全上、防火上及び避難上支障がないと知事が認める場合には、興行場等に係る各規定を適用しないことができるとしたものであり、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット

（敷地と道路との関係）

第二十三条 物品販売業を営む店舗及び百貨店（以下「物品販売業を営む店舗等」という。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものの敷地は、当該床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上の幅員を有する道路に当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならぬ。

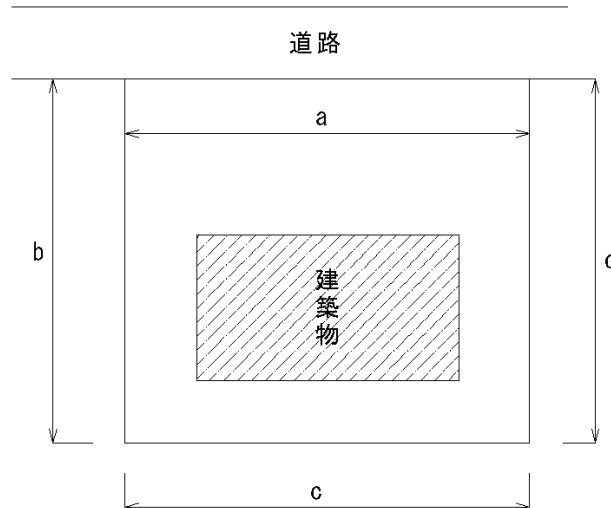
その用途に供する部分の床面積の合計（単位平方メートル）	道路の幅員（単位メートル）
五百を超える千以内のもの	五
千を超え二千以内のもの	六
二千を超え三千以内のもの	八
三千を超えるもの	十

2 前項の規定にかかわらず、物品販売業を営む店舗等の用途に供する当該建築物の敷地の外周の長さの三分の一以上が二以上の道路に接している場合の当該道路の幅員は、当該建築物のその用途に供する部分の床面積の合計に応じて次の表に掲げる数値以上でなければならない。

その用途に供する部分の床面積の合計（単位平方メートル）	道路の幅員（単位メートル）	
	一の道路	他の道路
五百を超える千以内のもの	四	四
千を超え二千以内のもの	五	四
二千を超え三千以内のもの	六	五
三千を超えるもの	八	六

3 前各項の規定は、知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

（第一項）

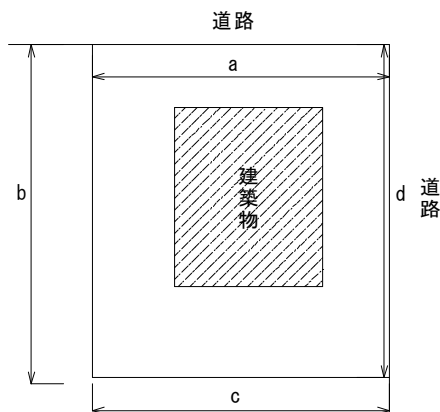


敷地は道路に1/7以上接すること

（注 $a \geq (a+b+c+d)/7$ ）

建築物の床面積の合計 （単位 m^2 ）	道路の幅員 （単位 m）
500 を超え 1,000 以内	5 以上
1,000 を超え 2,000 以内	6 以上
2,000 を超え 3,000 以内	8 以上
3,000 を超えるもの	10 以上

（第二項）



敷地は道路に1/3以上接すること

（注 $a+d \geq (a+b+c+d)/3$ ）

その用途に供する部分の床面積 の合計（単位 m^2 ）	道路の幅員 （単位 m）	
	一の道路	他の道路
500を超え1,000以内のもの	4以上	4以上
1,000を超え2,000以内のもの	5以上	4以上
2,000を超え3,000以内のもの	6以上	5以上
3,000を超えるもの	8以上	6以上

〔解説〕

一 本条は、物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地について、その用途に供する部分（倉庫又は事務室など、当該用途に附属する部分を含む。次条から第二十五条において同じ。）の床面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その用途に供する部分の床面積の合計）の規模に応じ、それぞれその敷地が接すべき道路の幅員についての制限とその例外を定めたものであり、都市計画区域内に限り適用されるものである。

二 第一項及び第二項の制限は、一般にこの種の建築物は収容可能人数が多く、火災その他緊急時に多数の人々が避難でき、しかもその際、消防車等の活動を妨げることのない幅員をもつ道路に敷地が接することを求めたものである。第一項は、敷地が一の道路にのみ接する場合で、物品販売業を営む店舗等の用途に供する部分の床面積の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの七分の一以上が接しなければならない道路の幅員を定めたものであり、これを図示すれば次のとおりである。なお、本条は第一項若しくは第二項のいずれかに適合していれば良い。

三 第二項は、敷地が二以上の道路に接する場合の規定で、一方の道路に対し二方向以上の道路が敷地に接することは、当然、避難や消防活動上有利であり、第一項の規定を緩和した規定となっている。その用途に供する部分の床面積の合計を段階的に区分し、その区分ごとにそれぞれ当該敷地の外周の長さの三分の一以上が接しなければならぬ二以上の道路の幅員を定めたものである。

四 第三項は、知事が避難及び通行の安全上支障がないと認める場合に適用され、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものであり、想定されるケースとしては第五条ただし書と同様である。

（物品販売業を営む店舗等の前面空地）

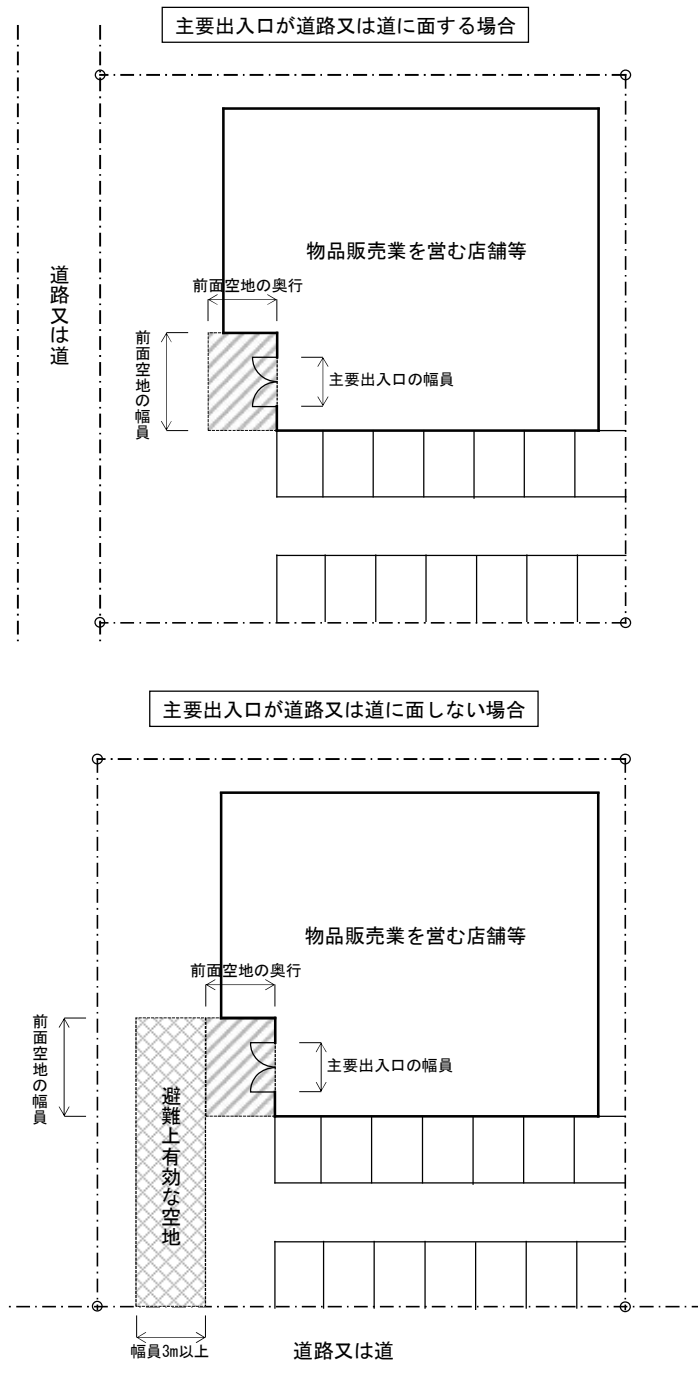
第二十四条 物品販売業を営む店舗等で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、その敷地内に幅員が主要出入口の幅員の二倍以上で、かつ、奥行が二メートル（その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものは、奥行が三メートル）以上の前面空地を設けなければならない。

2 前面空地の地盤面からの高さが三メートル以上の部分には、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分（不燃材料で造られた出窓、ひさしその他これらに類するものを含む。）を突き出して設けることができる。

- （一） 特定主要構造部が法第二条第九号の二イ（1）又は（2）のいずれかに該当する建築物の部分
- （二） 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の建築物の部分

〔解説〕

本条は、物品販売業を営む店舗等における前面空地の設置義務と要件等について定めたもので、都市計画区域内外を問わず適用される。前面空地は、第十五条に定めるとおり、避難上及び出入口の混雑防止上のための配慮であり、その位置は主要出入口の前面に設けなければならない。第二項の適用については、第十五条第三項と同様である。



（第二十四条、第二十五条）

用途に供する部分の床面積の合計 (単位 ㎡)	前面空地の 幅員 (単位 m)	前面空地 の奥行 (単位 m)	主要出入 口の幅員 (単位 m)
500 を超え 1,000 以内	主 要 出 入 口 幅 員 × 2 以上	2 以上	2 以上
1,000 を超 えるもの	主 要 出 入 口 幅 員 × 2 以上	3 以上	3 以上

【解説】

（物品販売業を営む店舗等の主要出入口）

第二十五条 物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員三メートル以上の避難上有効な空地に面し、かつ、当該主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては二メートル以上とし、千平方メートルを超えるものにあつては三メートル以上としなければならない。

一 本条は、物品販売業を営む店舗等の主要出入口について定めたものであり、都市計画区域内外を問わず適用される。

二 床面積の合計が百平方メートルを超える物品販売業を営む店舗等の主要出入口は、道又は道に通ずる幅員三メートル以上の避難上有効な空地に面し、その主要出入口の幅員は、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のものにあつては二メートル以上、千平方メートルを超えるものにあつては三メートル以上としなければならないと定めたものである。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

三 本条は、前条と関連性があり、ここでそれを図示すれば次のとおりである。

なお、主要出入口の幅は一の開口寸法で確保することが望ましいが、方立て等により仕切られた出入口を同一外壁面に連続して設けた場合はその合計でよい。また、本条の規定にかかわらず、主要出入口から道まで、政令第二百二十八条の規定による敷地内の通路が必要となる。

（物品販売業を営む店舗等の通路）

第二十六条 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の一の階が物品の売場の用途に供する階でその用途に供する部分の床面積の合計が次の表の上欄に掲げる数値の建築物は、その用途に供する部分に当該下欄に掲げる数値以上の幅員を有する避難上有効な通路を設けなければならない。

地階	地上階		売場の用途に供する部分の床面積（単位平方メートル）	幅員（単位メートル）
	千を超えるもの	五百を超え千以内のもの		
五百を超えるもの	二・四	一・六		

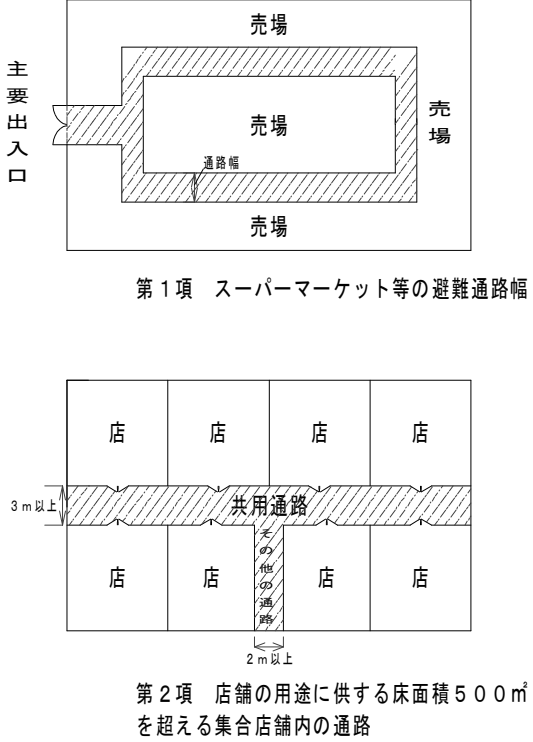
2 飲食店又は物品販売業の用途に供する建築物の一の階において、共用通路に面して固定された壁でそれぞれ独立して区画された飲食店又は物品販売業を営む店舗が集合する場合は、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する部分（集合する各店舗の面する共用通路の部分を含む。）のそれぞれの床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物のその階の共用通路の幅員は、両側に店舗の客用の出入口を有する共用通路にあつては三メートル以上、その他の共用通路（通常客が通行しないもの及び便所、喫煙所等の専用のもものを除く。）にあつては二メートル以上としなければならない。

〔解説〕

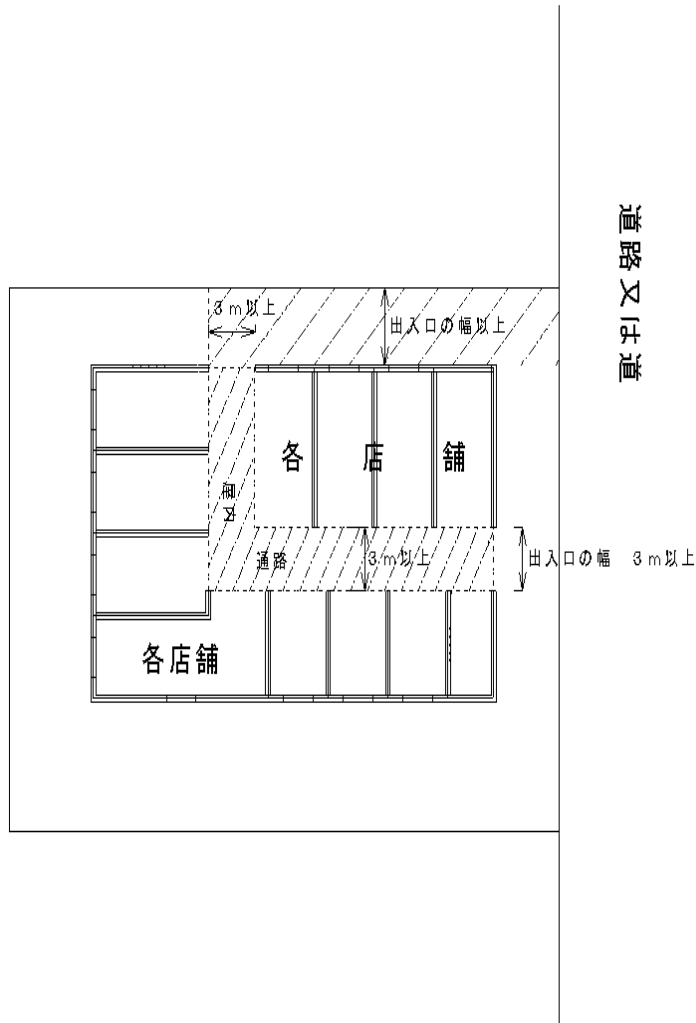
一 中規模以上の物品販売業を営む店舗等の売場に避難上有効な通路を確保し、また飲食店や物品販売業を営む店舗が集合する集合店舗内の共用通路の幅員を規定するものである。

二 第一項の規定は、売場の用途に供する部分の床面積及び地上階・地階の別により、その床面積の区分に応じて売場内の通路幅を規定し、第二項は、飲食店や物品販売業を営む店舗の集合体（集合店舗）で各店舗が固定壁等で独立して区画されたものについては、集合店舗及び通路を含む床面積が五百平方メートルを超えるものは、主要な共用通路幅を三メートル以上その他の共用通路を二メートル以上とする規定である。

これを図示すると下のとおりである。



第二十八条及び第二十九条
削除



〔解説〕

本条は、マーケットの客用の出入口及び屋内通路の配置とその要件について定めたものであって、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。これを図示すれば次のとおりである。

なお、本条におけるマーケットとは、テナントビルのように管理主体のある建築物に複数の店舗が入居する、いわゆる集合店舗とは異なり、所有権等が戸別にある店舗が集合し、通路や屋外への出入口を共有している形式のものをいう。

（マーケットの出入口及び通路）

第二十七条 マーケットの客用の出入口及び屋内の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 出入口及び屋内の通路の幅員は、三メートル以上とすること。
- 二 出入口は、避難上有効な位置に二つ以上設けること。
- 三 出入口は、道又は道に通じている空地（幅員が出入口の幅員より大きいものに限る。）に面すること。

第五節 公衆浴場

（ボイラー室等の区画等）

第三十条 公衆浴場のボイラー室等（公衆浴場の浴室に給湯するために火を使用する室等をいう。）は、その他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画するとともに、当該公衆浴場の主要構造部のうち当該区画内にある柱及びはりは、耐火構造としなければならない。

〔解説〕

本条は、浴室に給湯するために火気を使用する室とその他の部分を、耐火構造の構造体等により防火区画し、在館者が安全に避難できかつ建築物の倒壊及び延焼を防止することを目的としている。
耐火構造の床及び壁等で防火区画し、かつ、当該区画内にある主要構造部のうち倒壊を防止するため重要な柱及びはりも耐火構造とするものである。

第三十一条 削除

（火消場等）

第三十二条 浴室に給湯するために薪等を燃料として使用する公衆浴場には、その周壁を耐火構造とし、かつ、不燃材料で造つたふたを備えた火消場及び灰捨て場を設けなければならない。

〔解説〕

本条は薪等を燃料とし、その灰や燃えかすの処理が必要な公衆浴場の場合には、防火上必要な火消場等の設置を定めたものである。

第三十三条 削除

第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所

（耐火建築物としなければならないもの）

第三十四条 旅館又はホテルの用途に供する建築物（法第二十七条第一項の規定に適合するもの（政令第一百十条第二号に掲げる基準に適合するものに限る。）を除く。）で、これらの用途に供する部分の二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。

2 前項の規定の適用については、政令第九十九条の八に定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

〔解説〕

本条は、旅館又はホテルについて二階の床面積の合計が五百平方メートルを超えるものは、耐火建築物としなければならない。ただし、政令第一百十条第二号に掲げる基準に適合する建築物を適用除外とすることを定めたものである。

第二項の適用については、第二十二条の二第二項と同様である。

第三十五条 削除

（階段）

第三十六条 旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する建築物において、政令第二百二十一条第一項の規定により設ける直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 けあげは、二十センチメートル以下とし、踏面は、二十四センチメートル以上とすること。

二 階段及び踊場の幅は、一・ニメートル（屋外に設けるものにあつては、〇・九メートル）以上とすること。

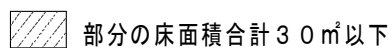
〔解説〕

本条は、旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する床面積の合計が百平方メートルを超える建築物で、政令第二百二十一条の規定により設ける直通階段について、政令第二十三条の規定の特例を定め、けあげ、踏面並びに階段及び踊場の幅を規定したものである。

なお、手すりはその幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。（政令第二十三条第三項と同様）

第三十七条 旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルをこえる階の廊下の幅は、両側に居室がある廊下にあつては一・六メートル以上、片側にのみ居室がある廊下にあつては一・二メートル以上としなければならない。ただし、二以下の居室(附室の部分を除いた床面積の合計が三十平方メートル以下の場合に限る。)及び浴室、便所、納(なん)戸その他これらに類するものの専用の廊下の幅は、七十五センチメートル以上とすることができる。

本条は旅館、ホテル又は下宿で居室の床面積の合計が百平方メートルを超える階の廊下について政令第百十九条の上乗せとして定めたものである。



第七節 共同住宅及び寄宿舍

（設置禁止の場所）

第三十八条 共同住宅又は寄宿舍は、次の各号のいずれかに該当する場所に設けてはならない。

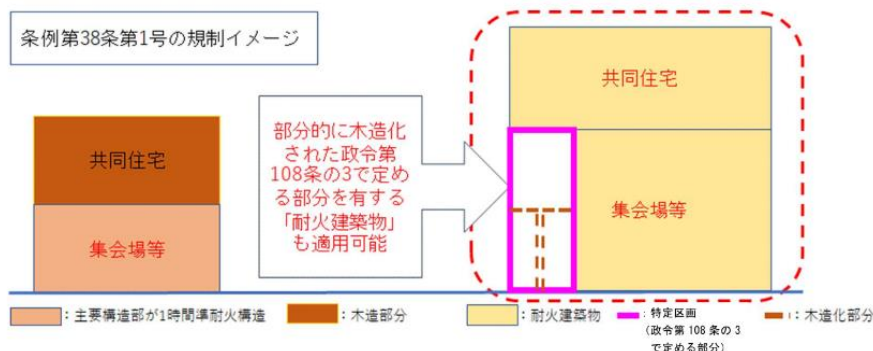
- 一 主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫、自動車修理工場、公衆浴場、劇場、映画館、演芸場、集会場、料理店、市場、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、倉庫業を営む倉庫、工場又は法別表第二（一）項第四号に規定するものの用途に供する部分（特定主要構造部が法第二条第九号の二イ（一）又は（二）のいずれかに該当するものを除く。）の上階
- 二 高架の工作物内

〔解説〕

本条は、共同住宅又は寄宿舍を設けてはならない場所を定めたもので、主要構造部が政令第百十二条第二項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造でない自動車車庫をはじめ展示場、危険物の貯蔵又は処理に供する部分等の上階や高架の工作物内等を禁止したものである。なお、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とする主要構造部の範囲は、第一号に掲げる各用途の部分のみで足りる。

第一号かつ本書の規定は、部分的に木造化した耐火建築物の適用が可能となるよう、令和四年法改正に伴う令和六年の条例改正により追加されたものであり、「特定主要構造部が法第二条第九号の二イ（一）又は（二）のいずれかに該当する建築物」とは、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令第百八条の三で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）を耐火構造とした建築物又は耐火性能検証法や大臣認定により所定の性能を有することが確認された建築物をいう。

なお、防火上及び避難上支障がないものとして政令第百八条の三で定める部分の規定は、「耐火建築物」のみ適用を受けることとされており、当該部分を有する場合は、「耐火建築物」とする必要がある。



（周囲の空地）

第三十九条 共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物（寄宿舍の用途に供する建築物にあつては、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものに限る。）の周囲（道に接する部分を除く。）には、幅員が一・五メートル以上の避難上有効な空地を設けなければならない。

2 共同住宅の用途に供する建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のものに限る。）で、その建築物の外壁が耐火性能を有するものにあつては、前項の幅員を一メートル以上とすることができる。

3 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 当該建築物が耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するものであるとき。

二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難上支障がないと認めるとき。

〔解説〕

一 本条は、共同住宅又は一定規模以上の寄宿舍についての空地の設置とその要件を定めたのであつて、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。ここでいう避難上有効な空地とは、道に通ずる建築物外部の地上における空地であり、必ずしも天空を確保する必要はない。また、共用廊下等を支持する柱がある場合、柱間及び柱の両側が避難上支障がなければ柱がない場合と同様に考えられる。

なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

二 第一項は、共同住宅又はその床面積の合計が二百平方メートルを超える寄宿舍について、原則としてその周囲に幅員一・五メートル以上の空地を、また第二項は、共同住宅でその床面積が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもので、その建築物の外壁が耐火性能を有するものについては、幅員一メートル以上の空地を設けることとしたものである。

三 第三項は本項各号の一に該当する場合には本条の制限を適用除外とする旨を規定している。

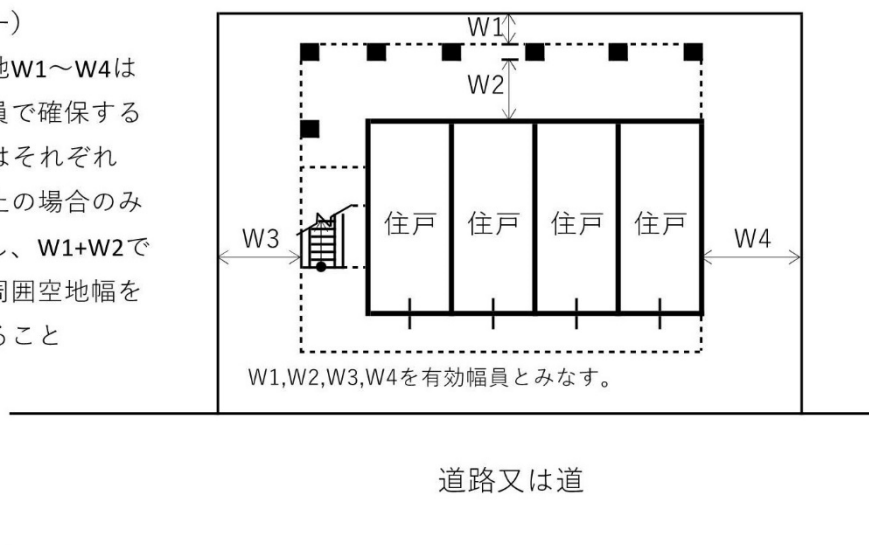
第一号は耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するものである場合は、通常の火災時に建物の倒壊または延焼の防止に必要な一定の性能を有しているので、第四十条に定める主要出入口からの通路が確保されていれば避難上支障はないと考えられるので適用除外とするものである。

また、第二号は、当該建築物の敷地に接して避難上有効な公園その他の公共的空地がある場合等で避難の安全上支障がないと知事が認める場合は、制限を適用除外とする旨の規定であり、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

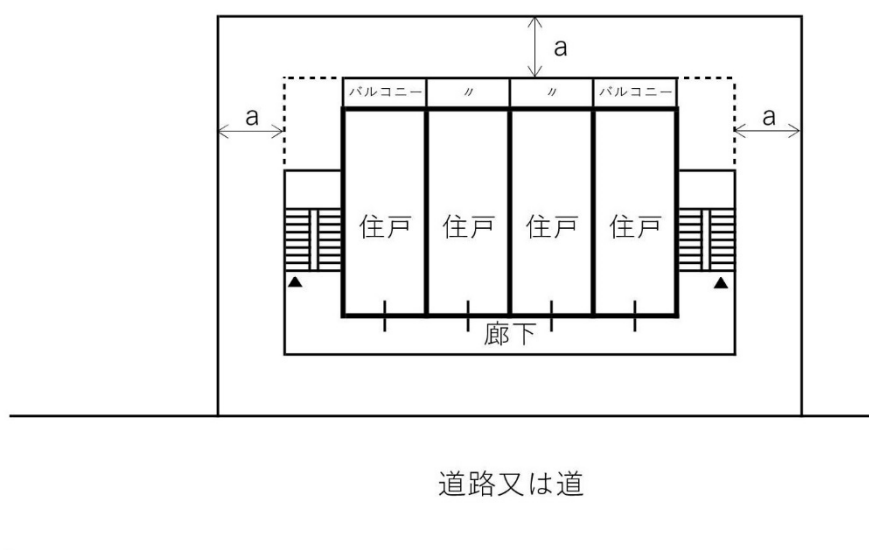
図39条

（解説の一）

- ・ 周囲空地 $W1\sim W4$ は有効幅員で確保する
- ・ $W1, W2$ はそれぞれ60cm以上の場合のみ有効とし、 $W1+W2$ で必要な周囲空地幅を確保すること



（解説の二）



用途	床面積の合計	外壁の構造	周囲空地幅a
共同住宅	200㎡を超えるもの	—	1.5m以上
	100㎡を超え 200㎡以下のもの	準防火性能でないもの	1.5m以上
		準防火性能を有するもの	1.0m以上
寄宿舍	200㎡を超えるもの	—	1.5m以上

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備
第七節 共同住宅及び寄宿舍（第38条～第40条）

（主要出入口）

第四十条 共同住宅又は寄宿舍の主要出入口は、道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 主要出入口の前面に次の表の上欄に掲げる建築物の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅員の避難上有効な通路（道に通ずるものに限る。）を設けるとき。

耐火建築物若しくは準耐火建築物又は政令第百三十六条の二第一号（イを除く。）に掲げる技術的基準に適合するもの	一・〇メートル以上
外壁が準防火性能を有する建築物	一・五メートル以上
その他の建築物	二・〇メートル以上

二 知事が当該建築物の敷地の周囲の公園、広場等の空地の状況その他土地の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるとき。

2 階段等のみにより直接地上に達する住戸、住室又は居室を有する共同住宅又は寄宿舍にあつては、その階段口（当該階段等が地上に接する部分をいう。）も主要出入口とみなし、前項の規定を適用する。

〔解説〕

一 本条は、共同住宅又は寄宿舍の主要出入口の配置等について定めたものであり、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。

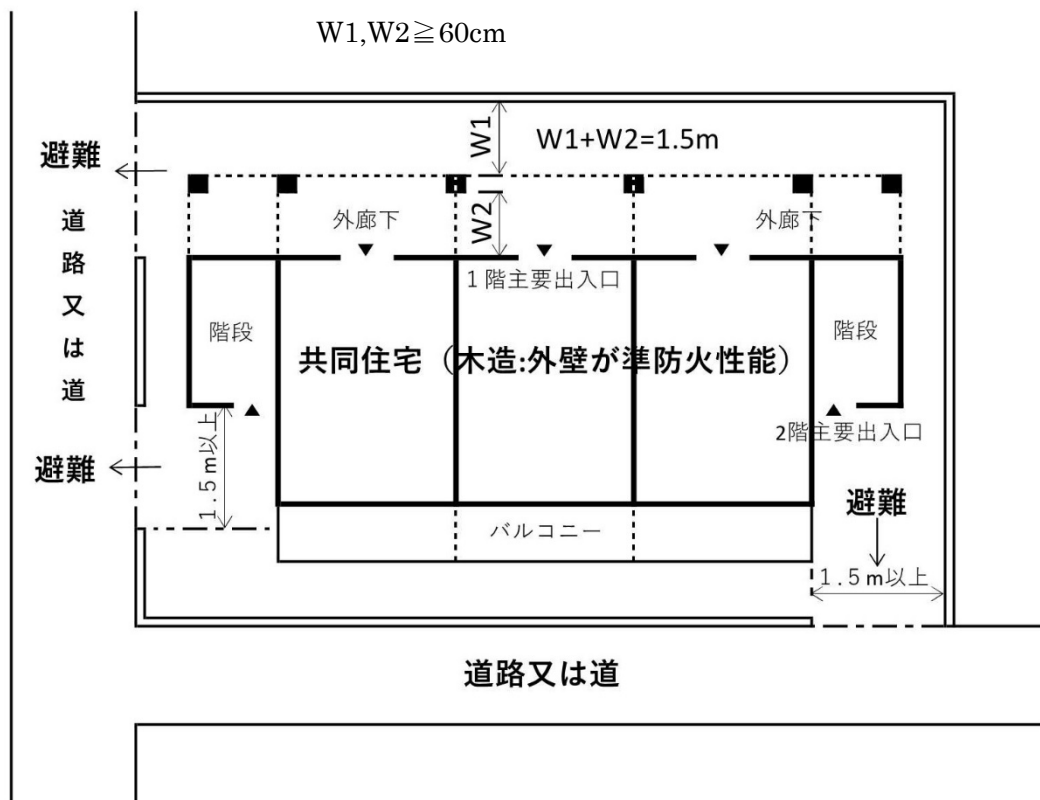
なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

二 第一項第一号の主要出入口は、通常共同住宅にあつては各住戸の玄関又は別途メインエントランスを設けた場合にはその出入口であり、寄宿舍にあつては寄宿舍の玄関に相当するものと考え、第二項にあるとおり階段等のみにより地上に達するものにあつては、その階段口を主要出入口とみなして適用する。

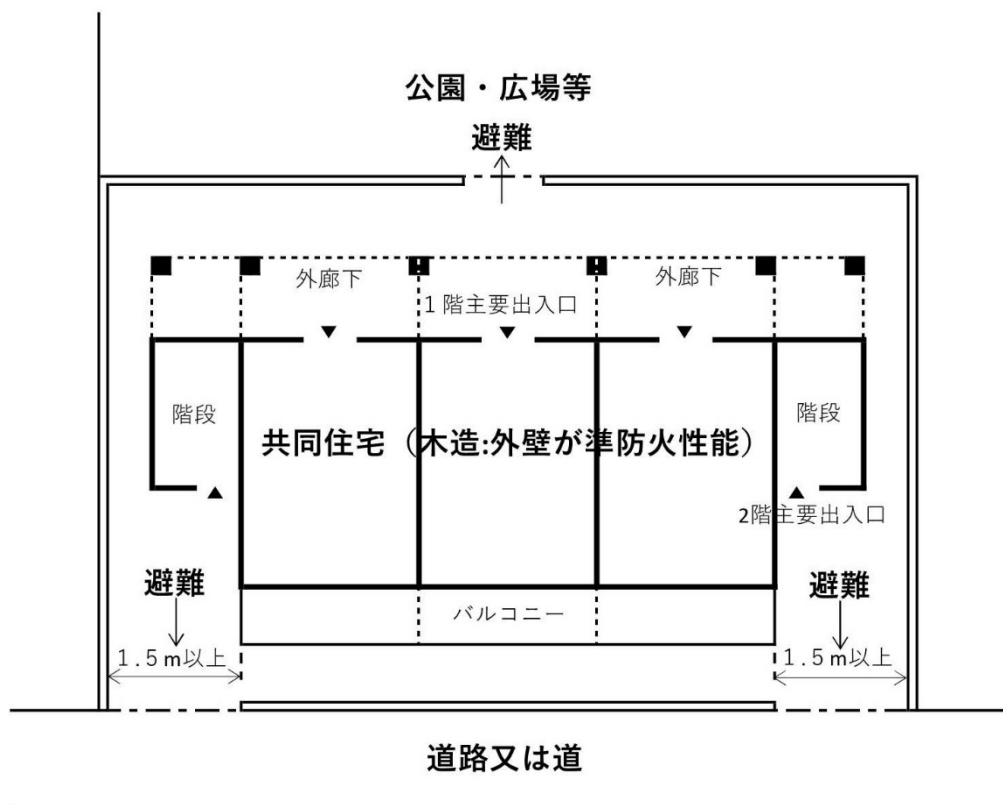
なお、当該出入口が政令第百二十五条の屋外への出口に該当する場合は、政令第百二十八条の規定により道路等に通ずる一・五メートル以上の通路が要求される。

三 第一項第二号については、主要出入口が避難上有効な公園その他の公共的空地に面する場合等により避難及び通行の安全上支障がないと知事が認める場合は本条の規定は適用除外となる旨の規定であり、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。

（第一項第一号及び第二項の例）



（第一項第二号の例）



第七節の二 児童福祉施設等

（出入口等）

第四十条の二 児童福祉施設等（身体上又は精神上の理由により自ら避難することが困難な者（以下この条において「避難困難者」という。）が入所する施設で規則で定めるものに限る。）の出入口、非常口、廊下その他避難の用に供する部分（階段を除く。）で、避難困難者が使用することとされているものには、床面に段を設けてはならない。ただし、避難上有効な傾斜路その他の設備を設ける場合は、この限りでない。

〔解説〕

本条は、児童福祉施設等においては、災害時に避難困難者が避難する際、介護者を必要とするか、又はストレッチャー、移動式ベット及び車椅子等を使用することが多いことから、避難経路である出入口、非常口、廊下等に段差があると避難に支障をきたすため、原則それらの部分には段を設けてはならないこととしたものである。段とは、床面において概ね二センチメートルを超える段差のある部分をいう。

ただし避難上有効な傾斜路その他の設備（機械的に段差を解消する避難上有効な設備等）を段に併設する場合はこの限りでないとしている。また、スロープを設ける場合についても、条例の趣旨に沿ってその勾配はできるだけ緩やかなもの（概ね十二分の一以下）とし、有効幅員は九十センチメートル以上、手すりや注意喚起床材等の設置をすることが望ましい。

なお、本条が適用される建築物は、児童福祉施設等のうち千葉県建築基準法施行細則（以下「規則」という。）第十三条の四で定めるものであるが、既存部分については、条例第五十一条第三項により適用しないこととしている。

（千葉県建築基準法施行細則第十三条の四「児童福祉施設等の指定」）

規則で定める児童福祉施設等で避難困難者が入所する施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、障害児入所施設及び児童心理治療施設に限る。）
- 二 保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設に限る。）
- 三 老人福祉施設（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）
- 四 有料老人ホーム
- 五 障害者支援施設
- 六 福祉ホーム
- 七 障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設

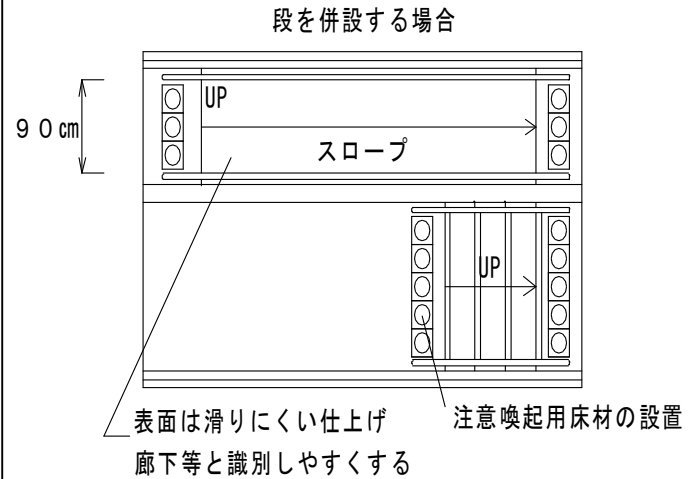
（内装）

第四十一条 児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合するものを除く。）は、その居室の壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。以下この条において同じ。）及び天井（天井のない場合においては屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料で、居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でなければならない。

〔解説〕

本条は、児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物若しくは準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する建築物を除く。）について、内装の不燃化を促進し、人命の安全を図ろうとする規定である。

ここでいう児童福祉施設等とは、政令第十九条第一項に規定されている児童福祉施設等をいい、前条の児童福祉施設等とは対象が異なるので注意が必要である。また、平成二十六年十二月二十四日に公布された「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第四百十二号）」による建築基準法施行令改正に伴い、この条例にも幼保連携型認定こども園について、児童福祉施設等と同様に内装の制限が適用される。



第八節 長屋

（木造長屋の形態等）

第四十二条 木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。以下「木造長屋」という。）は、六戸建て以下としなければならない。ただし、主要構造部を準耐火構造としたものについては、十二戸建てにまですることができ。

2 木造長屋の地階を除く階数は、二以下としなければならない。ただし、政令第三百三十六条の二第二号ロに掲げる技術的基準に適合し、かつ、次の各号に定めるところによるものは、その地階を除く階数を三とすることができる。

一 延べ面積（主要構造部が一時間準耐火基準に適合する準耐火構造である部分の床面積を除く。）は、五百平方メートル以下とすること。

二 各戸が重層しないこと。

三 地階部分は、主要構造部（階段を除く。）を耐火構造とすること。

3 前項第一号及び第二号の規定は、知事が当該建築物の構造及び敷地の状況により安全上及び防火上支障がないと認める場合は、適用しない。

〔解説〕

一本条は、耐火又は準耐火建築物以外の木造建築物等である長屋について、戸数及び階数等の制限を定めたものである。

ここでいう木造建築物等とは、法第二十三条によるものであり、主要構造部の法第二十一条第一項の政令第九条の四で定める部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたものをいう。

二 第一項は、主要構造部が木造の長屋は防火上の観点から原則六戸までとしている。ただし、主要構造部を準耐火構造とした場合は、十二戸までとしている。

三 第二項本文は木造長屋の階数を制限したものである。木造長屋は、地階を除き原則二階までとし、構造、防火等に関し政令第三百三十六条の二第二号ロに掲げる技術的基準（準防火地域内における地階を除く階数が三である建築物の技術的基準）に適合し、かつ、一定の規模で安全上、防火上の配慮をしたものについては、地階を除き三階まで認めることとしたものである。地階を階数制限に含めない理由は、敷地の地形を利用した車庫等の設置の要求が多く、土地の有効利用等に配慮したものである。

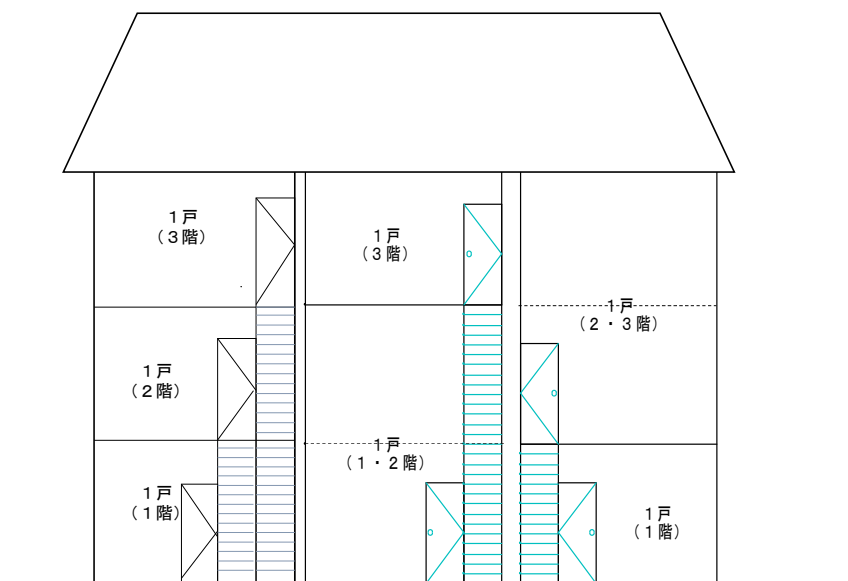
四 第二項第一号は、延べ面積の制限を定めたものである。

第二号は、重層長屋は防火上及び避難上の安全性の見地から問題があるため原則禁止するものである。

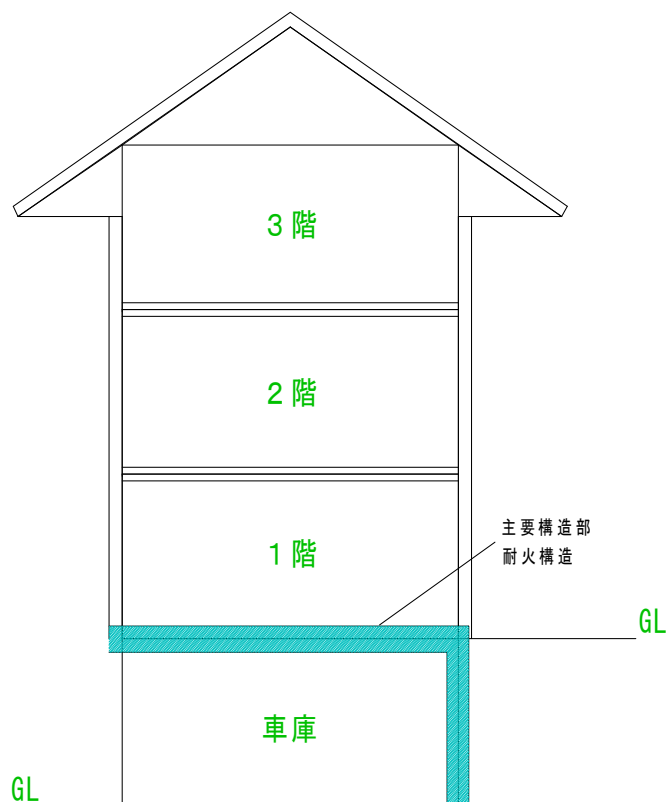
第三号は、地階部分の構造を定めたものである。

木造三階建ての長屋の場合は、その技術的基準を政令第三百三十六条の二第二号ロによることとしているが、その規定によると「主要構造部である柱やはりは、準耐火構造」等とされており、地階部分はそれを支える構造部分であるため、耐火構造とするものである。

なお、附属車庫の面積が百五十平方メートル以上の場合、法第二十七条第三項の規定により、全体を耐火建築物又は準耐火建築物（政令第九条の三第一号の基準によるものを除く。）にする必要がある。



（重層長屋の例）



（地階を車庫とする場合）

五 第三項については、建築物の構造及び敷地の状況等を勘案して知事が認める場合は、第二項第一号及び第二号の規定を適用除外とするものであり、申請者からの認定申請を受けて総合的に判断するものである。
例えば第二項第二号を適用除外とする場合としては、地形上の理由等により重層長屋とする場合で、かつ水平の防火区画あるいは構造上の配慮がなされ、防火上及び安全上支障がないと認められる場合が考えられる。

（出入口）

第四十三条 長屋の各戸の出入口は、その一以上が道に面しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する長屋については、この限りでない。

- 一 六戸建て以下の長屋で、その出入口が、道に通ずる幅員二メートル以上の敷地内の通路に面するもの。ただし、六戸建て以下の木造長屋で、地階を除く階数が三のものにあつては、その出入口が、道に通ずる幅員三メートル以上の敷地内の通路に面するもの
- 二 耐火建築物又は準耐火建築物で、その出入口が道に通ずる避難上有効な敷地内の通路に面するもの
- 2 階段等のみにより直接地上に達する住戸にあつては、その階段口（当該階段等が地上に接する部分をいう。）を出入口とみなし、前項の規定を適用する。

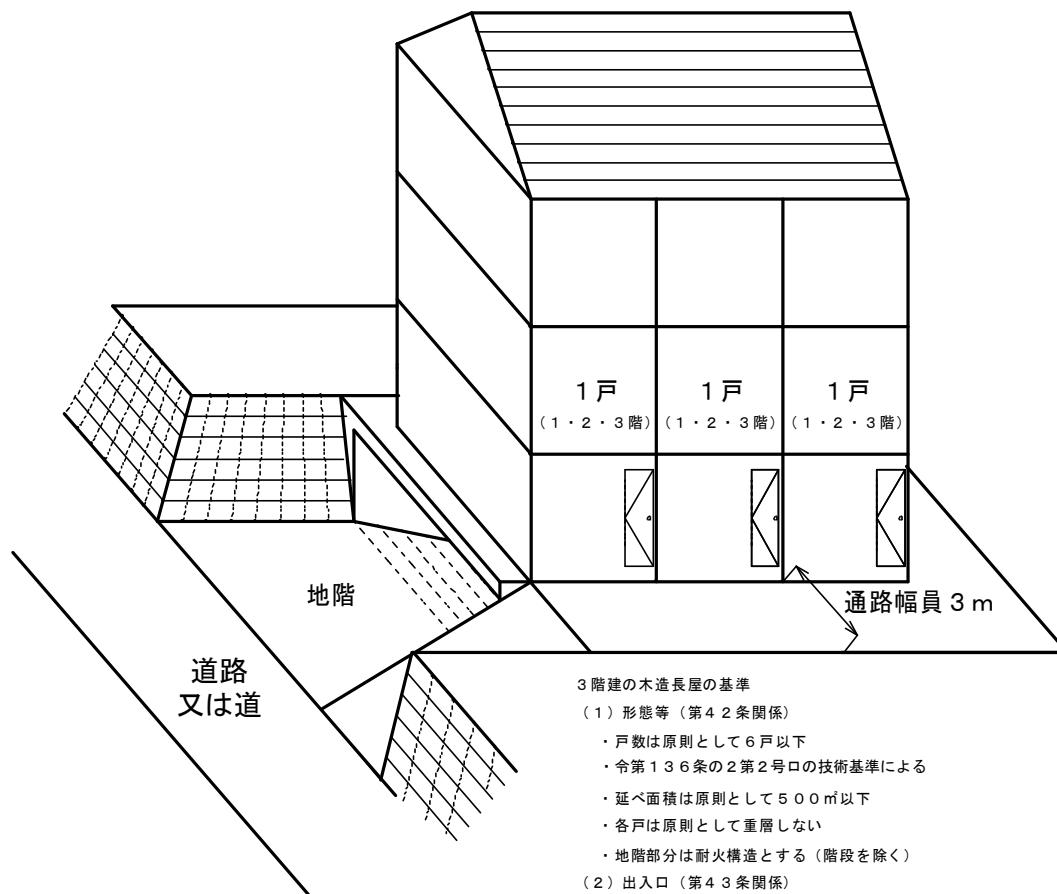
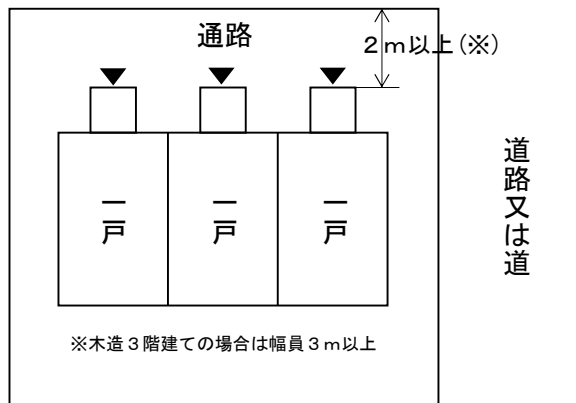
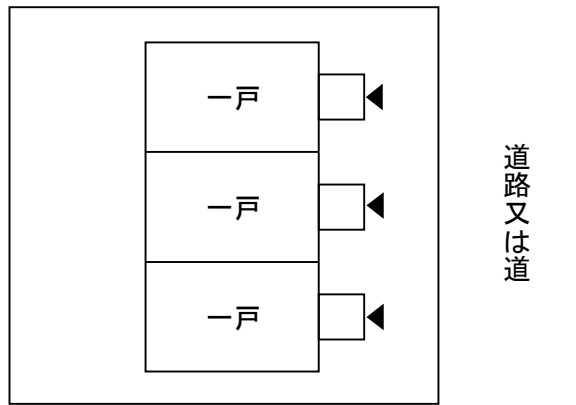
〔解説〕

一 本条は、長屋の各戸の避難階における避難上有効な出入口の配置等について定めたものであつて、都市計画区域内外を問わず適用されるものである。ここでいう敷地内の通路とは、道に通ずる建築物外部の地上における通路であり、必ずしも天空を確保する必要はない。なお、道の定義は、第十六条第一項第二号の規定による。

二 第一項第一号は、敷地内の通路の幅員を定めたもので、二階建てまでの敷地内通路の幅員は二メートル以上とし、木造長屋で三階建ての場合は、避難上の安全性の確保及び救助・消火活動等を考慮し、通路の幅員を三メートル以上と規定したものである。

三 第二号は、耐火建築物又は準耐火建築物の場合は、通路の幅員については特に定めず、人が通れる通路（避難上有効なもので幅員が六十センチメートル程度があれば良いこととするものである）。

四 第二項は、地上に出入口のない住戸については、地上の階段口を出入口とみなして規定を適用することとするものである。



3階建の木造長屋の基準

(1) 形態等（第42条関係）

- ・戸数は原則として6戸以下
- ・令第136条の2第2号口の技術基準による
- ・延べ面積は原則として500㎡以下
- ・各戸は原則として重層しない
- ・地階部分は耐火構造とする（階段を除く）

(2) 出入口（第43条関係）

- ・出入口は道路又は幅員3m以上の通路に面する

（第43条の出入口の規定）

（第42条及び第43条の長屋の規定）

（内装）

第四十三条の二 階数が二以上の耐火建築物又は法第二条第九号の三イに該当する準耐火建築物以外の長屋は、最上階を除く各階の天井（回り縁、竿（さお）縁その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料でしなければならない。

〔解説〕

本条は、耐火建築物又は主要構造部を準耐火構造とした準耐火建築物以外の長屋の最上階以外の天井の仕上げを、難燃材料とする防火措置を求めたものである。

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場

（出入口の位置）

第四十四条 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 幅員六メートル未満の道路に面して設けないこと。
 - 二 道路の交差点又は曲り角から五メートル以内の場所に面して設けないこと。
 - 三 出入口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上で、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できる空地又は空間を有すること。
- 2 前項第一号の規定は、当該出入口が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
- 一 車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートル以下である建築物の敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路（法第四十二条第二項の規定により道路とみなされる道（同項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の敷地の部分を道路として築造するものに限る。）を含む。次号において同じ。）に面するもの
 - 二 建築物（倉庫であつてその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの及び自動車修理工場であつてその用途に供する部分の床面積の合計が三十平方メートルを超えるものを除く。次号において同じ。）でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え五百平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員四メートル以上の道路に面するもの
 - 三 建築物でこれに附属する自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートルを超え三百平方メートル以下のものの敷地の自動車の出入口であり、幅員五メートル以上の道路に面するもの
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定は、知事が当該出入口の周囲の状況により交通の安全上支障がないと認める場合は、適用しない。

〔解説〕

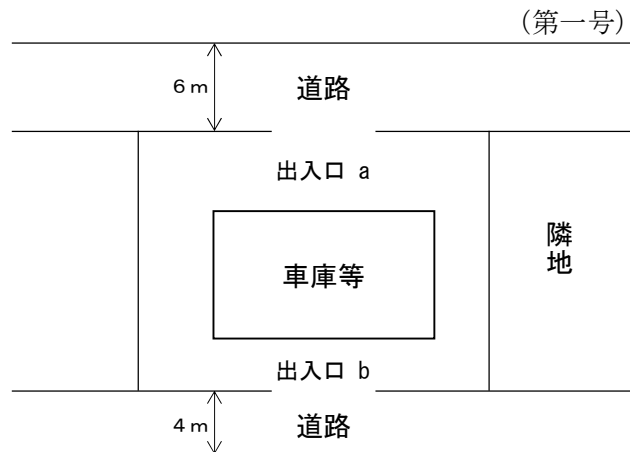
一 本条は、車庫等の用途に供する建築物又は一部をその用途に供する建築物の敷地の出入口と接する前面道路において交通障害を起しやすいので、自動車の出入口を設けることができない場所等について定めたものであつて、都市計画区域内に限り適用されるものである。なお、本条の適用にあたり、同一敷地内に二以上の車庫等がある場合は、その用途に供する部分の床面積の合計による。

二 第一項は、車庫等の敷地の部分で、自動車の出入口を設けてはならない場所及び出入口部分の安全措置について定めている。以上の関係を図示すれば次のとおりである。

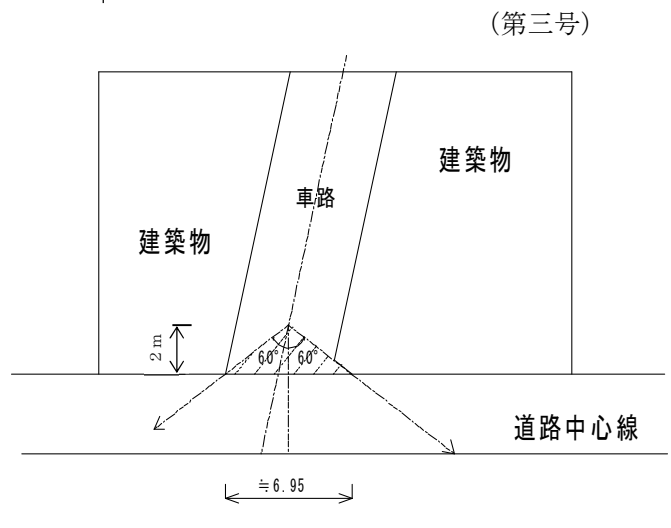
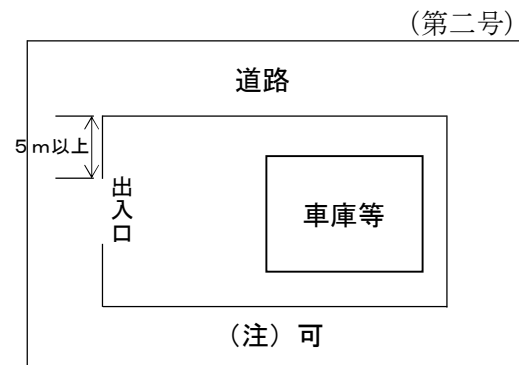
三 第二項第一号は五十平方メートルを超え百平方メートル以下の自動車車庫と、三十平方メートルを超え百平方メートル以下の自動車修理工場に関する、道路幅員が六メートル未満四メートル以上の場合の緩和規定である。幅員四メートル以上の道路には、法第四十二条第二項の道路も含まれるが、「みなし道路」部分の当該敷地側後退部分については道路状に築造してある必要がある。（第二号も同じ）

四 第二号及び第三号については建築物に附属する自動車車庫に附属する自動車車庫として、条例の対象となる倉庫（五百平方メートルを超えるもの）及び自動車修理工場（三十平方メートルを超えるもの）に附属する自動車車庫は附属車庫としての条例の緩和の対象から除外している。第二号では百五十平方メートルまでは幅員四メートル、第三号では三百平方メートルまでは幅員五メートルと、出入口を設けられる道路の幅員を段階的に六メートルから緩和したものである。

五 第三項は第二項に規定したもの以外でも、知事が出入口の周囲の状況から交通の安全上支障がないと認める場合は、第一項の規制を適用除外とするものである。安全上の支障の有無の判断にあたっては、申請者からの認定申請を受けて、出入する自動車の状況と道路交通に与える影響、道路の整備状況、交通量・交通規制の状況、敷地周囲の土地利用、出入口の安全措置等を勘案して知事が総合的に判断するものである。



(注) aは自動車の出入り可
bは自動車の出入り不可、自動車以外の出入り可



必要な全面空地又は空間



（構造及び建築設備）

第四十五条 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 床及び排水溝は、耐水材料で造り、かつ、汚水排除の設備を設けること。
- 二 床が地盤面下にある場合にあっては二方面以上の外気に通ずる位置に、その他の場合にあっては床の面から高さ五十センチメートル以下の位置に適切な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
- 三 傾斜路のこう配は、六分の一以下とし、かつ、その路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

〔解説〕

一 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に供する部分の構造及び設備について定めたものである。

二 第一号は、床及び排水溝は耐水材料で造り、油抜きピット（オイルトラップ）等による排水設備を設けることとし、第二号においては、車庫内のガソリン等のガスの充満を防止するため、換気口又はこれに代わる設備を設けることとし、第三号においては、車庫の傾斜路について、車の滑りによる危害の防止のために必要な措置を規定するものであり、傾斜路の最大こう配を六分の一以下とするものである。これは、駐車場法施行令第八条第三項第三号に規定する「傾斜路の縦断勾配は十七パーセントを超えないこと」という規定と整合を図っている。

なお、本条は第四十四条と異なり、法第四十条に基づく規定であり、都市計画区域の内外を問わず適用される。

（他の用途部分との区画）

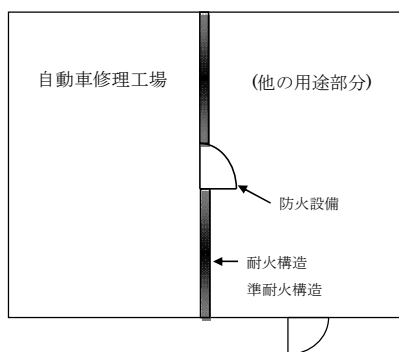
第四十六条 建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合においては、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 その用途に供する部分と他の部分との境界には準耐火構造の界壁を設け、かつ、その開口部には法第二条第九号の二に規定する防火設備を設けること。
- 二 その用途に供する部分の床及び天井には、他の部分に通ずる開口部を設けないこと。
- 三 その用途に供する部分の内に、他の部分のための避難用の出入口を設けないこと。

〔解説〕

本条は、建築物の一部に自動車修理工場を設ける場合の要件を定めたものである。これを例示すれば次のとおりである。

なお、本条は第四十四条と異なり、法第四十条に基づく規定であり、都市計画区域の内外を問わず適用される。



第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定（第46条の2）

用途地域	対象区域	制限を受ける建築物の数	平均高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
地域第一種又は第二種低層住居専用地域	容積率が十分の五、十分の六又は十分の八である区域	建築物の高さが7mを超える建築物を除く階	1・5メートル	3時間	2時間
	容積率が十分の十又は十分の十五である区域			4時間	2.5時間
	容積率が十分の二十である区域			5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	高さが10mを超える建築物	4メートル	3時間	2時間
	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの			3時間	2時間
	容積率が十分の二十である区域（第一種高度地区であるものを除く。）			4時間	2.5時間
	容積率が十分の三十である区域			5時間	3時間
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	高さが10mを超える建築物	4メートル	4時間	2.5時間
	容積率が十分の二十である区域（第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。）			5時間	3時間
	容積率が十分の三十又は十分の四十である区域			5時間	3時間
近隣商業地域又は準工業地域	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	高さが10mを超える建築物	4メートル	4時間	2.5時間
	容積率が十分の二十である区域であつて第二種高度地区であるもの			5時間	3時間

〔解説〕
 本条は、法第五十六條の二第一項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等を指定するもので、都市計画区域内に限り適用される。具体的な日影規制の内容は、都市計画により定められた用途地域、容積率及び高度地区の種別に応じて定められた対象区域ごとに近接地におよぼす日影時間を規制しており、次の表のとおりである。

（日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等）
 第四十六條の二 法第五十六條の二第一項の規定により指定する対象区域は別表（い）欄に掲げる用途地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）のうち同表（ろ）欄に掲げる区域とし、法第五十六條の二第一項の規定により指定する平均地盤面からの高さは同表（は）欄に掲げる高さとし、同項の規定により指定する号は同表（に）欄に掲げる号とする。

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定

第四章 建築設備

（エレベーターの機械室）

第四十七条 エレベーターの機械室には照明設備を設け、かつ、照明設備のスイッチは出入口の近くで見やすい位置に設けなければならない。
2 機械室は、他の用途に使用してはならない。

〔解説〕

本条は、エレベーター機械室の照明設備の設置及び目的外使用を禁止したものである。

（エレベーターの点検用コンセント）

第四十八条 次の各号に掲げる部分には、修理点検用のコンセントを設けなければならない。

- 一 機械室の内部
- 二 かご上部
- 三 ピットの壁

〔解説〕

本条は、修理点検用のコンセント設置箇所を定めたものである。

（昇降機の電気設備）

第四十九条 エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する電気設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 配線は、金属性のコンジット管に収めるか、又は可（か）撓（とう）外（がい）装（そう）電（でん）覧（らん）とすること。
- 二 昇降路内の電気設備には覆いを設け、その覆いが金属性の場合には接地させること。
- 三 配線と大地間との絶縁抵抗値は、次の表に掲げる数値以上とすること。

回路の用途		回路の使用電圧の 区分（単位ボルト）	絶縁抵抗値 （単位メガオーム）
電動機主回路	三百以下のもの		〇・二
	三百を超えるもの		〇・四
	百五十以下のもの		〇・一
制御回路 信号回路 照明回路	百五十を超える三百以下のもの		〇・二

〔解説〕

本条はエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する電気設備の要件を定めたものである。

第一号は、配線の保護について規定したものであり、絶縁電線を金属性のコンジット管に収めるか、又は絶縁電線に保護外被覆を施したもの（ケーブル）とすることを要求している。

第二号の接地については、第三種以上の接地工事を指し、また、第三号は漏電防止の見地からその数値は最低の値としており、これ以上であることが要求される。

（エスカレーターの点検口）

第五十条 エスカレーターの上端部及び下端部には、四十五センチメートル角以上の開口面積を有する点検口を設けなければならない。

〔解説〕

本条はエスカレーターの点検口の設置とその要件について定めたものである。

第四章の二 特定区域の特例

（適用区域等）

第五十条の二 この章の規定は、特定区域（総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第七条第一項に規定する同意基本構想において定められた特定地域の区域及びこれと同様の状況にある地域で知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域（次項において「指定区域」という。）のうち、都市計画区域及び法第六条第一項第三号の規定により知事が関係市町村の意見を聴いて指定した区域をいう。以下この章において同じ。）に限り、適用する。

2 知事は、指定区域を指定するときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

〔解説〕

一 第一項はこの章の規定の適用区域を明確にしたものである。適用区域は「特定区域」と称し、「リゾート法の特定地域」及び「同様の状況にある指定区域」のうち、都市計画区域及び建築基準法第六条第一項第三号の規定により知事が指定した区域からなる。

特定地域は、平成元年四月十八日に国において「総合保養地域の整備に関する基本構想」（房総リゾート地域整備構想）が承認され、そこに定められた三十七市町村十七万八千ヘクタールに及ぶ区域である。総合保養地域整備法にいう特定地域とは、良好な自然条件を有する地域で、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等に資するための機能の整備を行うおうとする地域である。本県においては、民間事業者が、そのような機能の整備を見越してリゾートマンションや保養施設等が建築されている。指定区域は特定区域と同様な状況にある地域について、知事が当該市町村長の意見を聴いて指定する区域であり、県民のレクリエーション嗜好の推移によつては、リゾートマンション等の立地に今後変化が起ることがないとは言えないため、それらの変化に機動的に対処し、秩序ある県土の発展に支障を生じさせないよう、特定地域の外であっても、知事が必要に応じて基準を適用すべき区域を指定できることとしている。

二 第二項では、指定区域を指定、変更及び廃止するときは、知事が告示することを規定している。

（安全の確保等に係る基準）

第五十条の三 特定区域内にある共同住宅、寄宿舎その他これらに類する用途で規則で定めるものに供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超えるものは、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、知事が当該建築物及びその敷地の状況並びにその敷地の周囲の状況により避難及び通行の安全上並びに防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 敷地は、次の表の上欄に掲げる当該建築物の区分に応じ、当該中欄に掲げる数値以上の幅員の道路に、当該下欄に掲げる長さ以上接すること。

当該建築物の区分		道路の幅員 (単位メートル)		敷地が道路に接する 長さ (単位メートル)
延べ面積 (単位平方メートル)	高さ (単位メートル)			
二千以下のもの	十五以下のもの	四	六	八
十五を超えるもの	十五以下のもの	四	六	八
二千を超えるもの	十五を超えるもの	六	十	十

- 二 当該建築物の周囲（幅員四メートル以上の道路に接する部分を除く。）に、幅員が四メートル以上の避難上有効な空地を設けること。
- 三 避難階以外の階においては、各住戸又は寝室にそれぞれ避難上有効なバルコニーその他これに類する施設を設けること。
- 2 前項本文の規定を適用する場合には、第五条、第八条及び第三十九条の規定は、これを適用しない。

〔解説〕

本条が対象とするリゾートマンション等は、定住者が少なく、休日に宿泊施設的に利用され、避難方法や敷地周辺の状況に詳しくない者が利用する場合が多いこと、専従の従業員がいらない等から火災の発見や避難に支障が生じる恐れがあることから、一定規模以上のものを対象として、敷地が道路に接する長さ等防災上の安全措置を義務付けるものである。

規模については、リゾートマンション等に係る県内の紛争事例の分析から、延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物とした。

用途については、かつて県内のリゾート地で問題となったリゾートマンション等の類似施設としては、会員制ホテルや会社保養所等各種の権利形態のものがあるので、適用対象建築物としては、共同住宅、寄宿舎及びその他これらに類する用途としている。共同住宅、寄宿舎に類する用途のものは規則で定めることとしているが、定めているものはない。なお、会員制ホテル、会社保養所、コンドミニアム、ウィークリーマンション等で旅館業法第三条の許可を取得して経営するものは、ホテル又は旅館として扱い、そうでないものは計画内容や利用形態から判断して共同住宅や寄宿舎として取扱うものとしている。

一 第一項第一号は、接道に関する規定であり、リゾートマンション等の規模及び高さによりその敷地が接する道路の幅員と敷地がその道路に接する長さを規定している。火災時に、消防車等が迅速・確実に到着し、消火、救助等を手際よく行うとともに、地理に不案内なリゾートマンション等の利用者でも安全に避難が可能とするためには、少なくとも幅員四メートル以上の現況を有する道路が必要である。

都市計画区域外においても、本条における「道路」の定義は法第四十二条の規定によること（平成五年六月二十五日付け建設省住指発第二百二十五号、建設省住指発第九十四号建設省住宅局建築指導課長及び同市街地建築課長からの法施行通達）とされているため、一定の条件が要求される。

まず敷地が接する道路の幅員については、対象建築物の規模が大きくなるにつれ、火災時等に現場に集まる車両が増加し、行われる作業量が増大するので、高さが十五メートル以下のものは道路の幅員を四メートル以上、高さが十五メートルを超えるものについては、道路の幅員を六メートル以上としている。

次に、敷地が道路に接する長さについては、条例第五条で、延べ面積が千平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に六メートル以上接することとしているが、前述のように、リゾートマンション等の利用者の特性から、安全な避難を確保するとともに救助の容易性を確保するため、接道長さを八メートル以上としている。しかし、建築基準法施行令第二百二十六条の六で、高さ三十一メートル以下の部分にある三階以上の階には非常用の進入口を設けることとされている点を考慮し、特に延べ面積が二千平方メートルを超える大規模なものについては、はしご車の活動を想定し、接道長さを十メートル以上としている。

なお、本条の適用にあたり、同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計による。

二 第二号は、建物の周囲に幅員四メートル以上の避難上有効な空地を設ける規定である。

共同住宅等の周囲に設ける空地については、条例第三十九条においてその幅員を一・五メートル以上とする等を定めているが、本条は延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十二メートルを超える規模のもので、リゾートマンション等の特性にも配慮し、必要な幅員を四メートル以上としている。

周囲空地の取扱い及び設置方法としては、次のように考えられる。

- ・原則として柱・はり・外壁面のうち一番突出している部分から測ることとする。バルコニーについてはできるだけその先端から四メートル以上とする。とが望ましいが、当該空地が各階からの避難上有効に機能し、かつ消防活動を妨げる恐れがない場合は外壁面からとることもやむを得ない。

- ・崖地等の急傾斜なもの、または地表面から突出する工作物や駐車場等避難上支障のあるものは避難上有効な空地として扱わない。

- ・植栽については、芝生等は差し支えないが、植樹する場合は規定の趣旨からして、一・五から二メートル程度の通路を確保し、なおかつ、消防当局と十分協議する必要がある。

- ・幅員四メートル以上の道路に接する部分は除かれる。二方向以上の場合も各々幅員四メートル以上あれば同様とする。ただし、自動車専用道路等の場合は管理者と協議が必要である。

三 第三号は、避難階以外の住戸又は寝室に避難上有効なバルコニー等を設置する規定である。

前述のように、リゾートマンション等は、火災時等に認知が遅れ避難の機会を失うおそれがあるため、バルコニー等安全な予備的手段を確保しておく必要がある。マンション形式の場合には、各住戸に一以上のバルコニー等を、寄宿舍形式の場合には、各寝室に一以上のバルコニー等を設けることとしている。

四 第一項本文ただし書については、知事の認定により一号から三号までの緩和が可能であるが、ケースとしては次のような場合が考えられるので、知事と十分協議のうえ認定申請を提出することが必要である。

- ・第一号の規定による道路以外に避難及び通行上有効な道に接している敷地の場合
 - ・既存建築物の増築等に係る場合
 - ・公園、広場等に接する敷地に建築される場合
 - ・その他合理的理由と認められる場合
- 五 第二項は、この章が条例上の特例として規定されているので、条例中の同趣旨の規定である第五条、第八条及び第三十九条の規定は適用せず、第一項の規定によることとしているものである。

（日影による中高層の建築物の高さの制限）

第五十条の四 特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域においては、第四十六条の二の規定にかかわらず、当該区域を法第五十六条の二第一項の規定による対象区域とし、同項の規定により法別表第四（ろ）欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは同項ロとし、同条第一項の規定により指定する号は同表四の項（に）欄の（二）の号とする。

2 特定区域（都市計画区域を除く。次項において同じ。）内にある延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物（以下この項において「対象建築物」という。）は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間に平均地盤面から四メートルの高さの水平面（特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。）に、次の表の上欄に掲げる範囲において、同表の下欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。ただし、知事が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認め、千葉県建築審査会の同意を得て許可した場合又は当該許可を受けた建築物を周囲の居住環境を害するおそれがないものとして政令第百三十五条の十二第一項に定める位置及び同条第二項に定める規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合においては、この限りでない。

範 囲		日影時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲		五時間
当該対象建築物の敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲		三時間

3 前項に定めるもののほか、特定区域の日影による中高層の建築物の高さの制限については、法第五十六条の二の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「高さが十メートル」とあるのは、「延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートル」と読み替えるものとする。

〔解説〕

一 リゾート地域においては、リゾートマンション等高層の建築物が建つことにより、近隣と多くの日照紛争を引き起こしている例がある。本条はそのよ

うな事態を未然に防ぎ、衛生的で秩序ある地域を形成するため、日影時間を規制するものである。また、前条とは異なり、建築物の用途に関係なく規模で適用されるので注意が必要である。

二 第一項は、特定区域のうち都市計画区域内の用途地域の指定のない区域を、条例第四十六条の二の規定にかかわらず法第五十六条の二第一項の規定による日影規制の対象区域とし、高さが十メートルを超える建築物は、都市部の一般の住宅地なみの日影規制を受けることとしたものである。

すなわち、対象建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間で、平均地盤面からの高さが四メートルの水平面における日影が、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲においては五時間以内、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲においては三時間以内としなければならない。

三 第二項は、特定区域内の法第六条第一項第三号の規定により指定された区域に適用されるもので、延べ面積が五百平方メートルを超え、かつ、高さが十三メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時までの間において平均地盤面から四メートルの高さの水平面（特定区域外の部分及び当該対象建築物の敷地内の部分を除く。）における日影が、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超え十メートル以内の範囲においては五時間以内、敷地境界線からの水平距離が十メートルを超える範囲においては三時間以内としなければならないとするものである。第一項とは対象建築物の範囲が異なるので注意が必要である。

対象区域等	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離
特定区域のうち 都市計画区域内の用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4メートル	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間
特定区域のうち 都市計画区域外の区域	延べ面積が500㎡を超えかつ高さが13mを超える建築物	4メートル	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
		5時間	3時間

四 第二項ただし書前段は、知事が千葉県建築審査会の同意を得て許可することにより、第二項に基づく規制の緩和が可能であるが、ケースとしては次のような場合が考えられるので、知事と十分協議のうえ許可申請を提出することが必要である。

- ・ 既存建築物の敷地内の増築等によつて生じる日影が、周囲の居住環境を害するおそれのない場合
- ・ 当該地域が既に商業地域的な土地利用である場合

・ 敷地の周辺の地形等から日照について配慮を要する施設等が立地しないなど、合理的な理由と認められる場合

なお、法第五十六条の二第一項ただし書の緩和規定に準じ、許可を受けた際における敷地の区域内で、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模の増築、改築又は移転をする場合は、改めて許可を要しない。

五 第三項は、第二項の規定に関して法第五十六条の二の規定にある、敷地周辺の状況による緩和や対象区域外にある建築物に対する法の規定を準用することとするもので、併せて対象建築物の読み替えを行う旨を規定したものである。

第五章 雑則

（既存建築物に対する制限の緩和）

第五十一条 法第三条第二項の規定により第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築又は改築（政令第三百三十七條の四第一号イに該当する増築又は改築であつて、当該増築又は改築に係る部分がこれらの規定に適合するものに限る。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第三条第二項の規定により第五十條の四第二項の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十條の四第二項の規定の適用を受けないこととなつた日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同項の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、第五十條の四第二項の規定は、適用しない。

3 法第三条第二項の規定により第二十二條の二第一項、第二十五條、第二十六條第一項又は第三十四條第一項の規定の適用を受けない建築物（独立部分（次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分をいう。以下この項において同じ。）が二以上あるものに限る。以下この項（各号を除く。）において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（一） 第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第九百九條の八に規定する建築物の部分

（二） 第二十五條又は第二十六條第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 政令第一百七條第二項各号に掲げる建築物の部分

4 法第三条第二項の規定により第三十六條、第四十條の二、第四十一條又は第四十三條の二の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

5 知事は、法第三条第二項の規定により第五條、第七條、第八條、第十四條、第十五條、第二十三條又は第二十四條の規定の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築等の工事に着手し、法第三条第三項第三号及び第四号の規定によりこれらの規定の適用を受けることとなるものについて、その建築物及び敷地の状況により安全上支障がないと認める場合は、これらの規定による制限を緩和することができる。

〔解説〕

本条は既存不適格建築物において増築等（増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替）を行う際の緩和規定である。

一 第一項は法第三条第二項の規定により第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項の規定に定める耐火建築物とすることを求める規定の適用を受けない

い建築物で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなった日以後に増築又は改築の工事に着手するものについて、当該増築又は改築に係る部分が政令第三百三十七条の四第一号イに該当する火熱遮断壁等で区画されるものであって、これらの規定に適合するものに限り、既存不適格となる既存部分に対しては、第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項の規定を適用除外とするものである。

なお、当該増築又は改築に係る部分の用途、規模等が第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項の適用対象外の場合、これらの規定に適合するものとなる。

二 法第三条第二項の規定により第五十條の四第二項の規定に定める、日影による中高層の建築物の高さの制限の適用を受けない建築物で、法第三条第二項の規定により第五十條の四第二項の規定の適用を受けないこととなった日以後に大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手し、同条の規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外の部分に対しては、第五十條の四第二項の規定は、適用しない。

三 第三項は第二十二條の二第一項、第二十五條、第二十六條第一項又は第三十四條第一項に関する緩和規定である。第二十二條の二第二項は興行場等、第三十四條第一項は旅館又はホテルに耐火建築物とすることを求める規定であるが、増築等を行う既存部分が政令第九條の八に規定する建築物の部分により独立部分が二以上あるものについては、第二十二條の二第一項又は第三十四條第一項について、当該増築等を行う独立部分以外の独立部分に対してはこれらの規定を適用しない。第二十五條は物品販売業を営む店舗等の主要出入口、第二十六條第一項は物品販売業を営む店舗等の通路についての規定であるが、増築等を行う既存部分が政令第一百七條第二項各号に掲げる建築物の部分により独立部分が二以上あるものについては、第二十五條又は第二十六條第一項について、当該増築等を行う独立部分以外の独立部分に対してはこれらの規定を適用しない。

四 第四項は第三十六條、第四十條の二、第四十一條又は第四十三條の二に関する緩和規定である。第三十六條は旅館、ホテル、下宿又は診療所の用途に供する条例適用の建築物について政令第二十三條の規定の特例を定め、政令第二百一十一條の規定により設ける直通階段のけあげ、踏面並びに階段及び踊場の幅を規定したものが、増築等の際に既存部分を適用除外とするものである。第四十條の二は児童福祉施設等の出入口等の床面の段差を禁止するものであり、関連する規制として千葉県福祉のまちづくり条例があるが、床面の段差の解消についてのみ最低の基準として本条例に定めたものである。

しかし、増築等の際に既存部分の段差までも同時に解消することを義務付けるのは難しいと判断されたため、既存部分を適用除外とするものである。

ただし、千葉県福祉のまちづくり条例に基づく既存部分の整備努力義務は別途あるので留意する必要がある。

第四十一條は児童福祉施設等、第四十三條の二は長屋に係る内装制限についての規定であり、令和四年の法改正に伴い、増築等を行わない部分について内装制限（法第三十五條の二）に係る規定の遡及対象外とされたことを踏まえ、条例の内装制限についても増築等を行わない部分を遡及対象外としたものである。

五 第五項は、第五條のほか敷地と道路の關係に係る制限等の緩和規定である。増築等の際に道路の拡幅整備または道路への接道長さの拡大等は困難な場合が多いと考えられる。そこで申請者からの認定申請を受けて、知事が建築物の用途、増改築の目的や規模及び敷地の周囲の空地の状況等から避難及び通行の安全性への影響の程度を勘案し総合的に判断して制限の緩和を行うことができることとしたものである。

（第1項）



（第3項）

火熱遮断壁等（政令第109条の8）

→独立部分①は条例第22条の2第1項又は第34条第1項が遡及対象外

耐火構造の壁等（政令第117条第2項各号）

→独立部分①は条例第25条又は第26条第1項が遡及対象外



（敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外）

第五十一条の二 第五条、第七条、第八条、第十四条、第二十三条、第四十四条及び第五十条の三第一項第一号の規定は、特定行政庁が法第四十三条第二項第一号の規定により認定した建築物又は同項第二号の規定により許可した建築物については、適用しない。

〔解説〕

平成三十年九月施行の改正建築基準法により、法第四十三条第二項第一号が認定制に、また同項第二号が許可制になったことに伴い、当該認定又は許可の際には本条例に基づく関連する規定も勘案して認定又は許可を行い、別途条例各条に基づく認定は不要とすることが望ましいことから、適用除外規定を設けるものである。したがって、認定又は許可にあたっては当該条文についても勘案して認定又は許可の審査が行われる。

（仮設建築物に対する適用除外）

第五十二条 この条例の規定は、特定行政庁が法第八十五条第六項及び第七項の規定により許可した仮設建築物並びに法第八十七条の三第六項及び第七項の規定により許可した建築物については、適用しない。

〔解説〕

本条は、仮設興行場、仮設店舗等仮設建築物に対する仮設許可をする場合及び用途を変更して一時的に興行場等、特別興行場等として使用することを許可する場合には、この条例の規定は適用がないものとする旨規定したものである。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）

第五十二条の二 法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対する第五条、第七条、第八条、第十四条、第十六条第一項第二号、第二項及び第三項、第二十三条、第二十五条、第二十七条第三号、第四十条第一項、第四十三条第一項、第四十四条、第五十条の三（第一項第二号及び第三号を除く。）並びに第五十条の四第二項及び第三項の規定の適用については、当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

〔解説〕

法第八十六条及び法第八十六条の二はいわゆる一団地認定（許可）に関する規定で、総合的な観点から設計された複数の建築物については、建築基準法の一部の規定（特例対象規定）の適用にあつては、当該建築物が一団地又は一定の一団の土地の区域内にあるものとみなす規定である。本条例の一部の規定についても、法と同様の取扱いをすることが適当な条文があるので、一団地又は一定の一団の土地の区域内にあるものとみなすことを規定したものである。したがって、これらの認定又は許可にあたっては、当該条文についても勘案して認定又は許可の審査が行われる。

（避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用除外）

第五十二条の三 建築物の階のうち、政令第二百二十九条第一項の規定により、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第四項、第十七条第一号、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條、第二十六条及び第三十七条の規定は、適用しない。

〔解説〕

平成十二年六月施行の建築基準法施行令の改正により、政令第二百二十九条の規定による階避難安全検証法により当該階の避難安全性能が確認できたものについては、一部政令の規定を適用しないこととする規定が設けられたことに伴い、本条例における同趣旨の規定（階の避難に関連する廊下幅員等に関する規定）についても、適用除外とする規定を設けるものである。

- ・ 第十六条第四項（興行場等の屋外に通ずるものでない出入口に関する準用規定）
- ・ 第十七条第一号（興行場等の客用の直通階段の配置）
- ・ 第十八条第一号から第四号まで（興行場等の客用廊下の幅員と行き止まり廊下）
- ・ 第十八条の二（興行場等の客席の用途に供する部分の出入口）
- ・ 第二十二条（興行場等の客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画）
- ・ 第二十六条（物品販売業を営む店舗等の通路）
- ・ 第三十七条（旅館、ホテル又は下宿の廊下の幅）

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用除外）

第五十二条の四 建築物で、政令第二百二十九条の二第一項の規定により、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項、第十七条第一号から第四号まで、第十八条第一号から第四号まで、第十八条の二、第二十二條の二第三項、第二十二條の二第二項、第二十五条（主要出入口の幅員に係る部分に限る。）、第二十六条、第二十七条第一号及び第二号並びに第三十七条の規定は、適用しない。

〔解説〕

平成十二年六月施行の建築基準法施行令の改正により、令第二百二十九条の二の規定による全館避難安全検証法により建築物の避難安全性能が確認できたものについては、一部政令の規定を適用しないこととする規定が設けられたこととともない、本条例における同趣旨の規定（避難に関連する廊下幅員、階段、屋外への出入口等に関する規定）についても、適用除外とする規定を設けるものである。

- ・ 適用を除外する条文は、次のとおりである。
- ・ 第十六条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第四項（興行場等の屋外に通ずる出入口の数、幅員等）

- ・第十七条第一号から第四号まで（興行場等の客用の直通階段の配置、幅員等）
- ・第十八条第一号から第四号まで（興行場等の客用廊下の幅員と行き止まり廊下）
- ・第十八条の二（興行場等の客席の用途に供する部分の出入口）
- ・第二十二條（興行場等の客席の用途に供する部分と舞台の用途に供する部分との区画）
- ・第二十二條の二第三項（主階が避難階以外の階にある興行場等の建築物の部分と他の用途に供する部分との区画）
- ・第二十五条（物品販売業を営む店舗等の主要出入口の幅員に係る部分に限る。）
- ・第二十六条（物品販売業を営む店舗等の通路）
- ・第二十七条第一号及び第二号（マーケットの出入口及び通路の幅員と数）
- ・第三十七条（旅館、ホテル又は下宿の廊下の幅）

（手数料）

第五十二條の五 第五条ただし書、第七条ただし書、第八条ただし書、第十二条ただし書、第十四条第三項、第二十二條の三、第二十三條第三項、第三十九條第三項第二号、第四十条第一項第二号、第四十二條第三項、第四十四條第三項、第五十条の三第一項ただし書若しくは第五十一条第五項の規定による認定又は第五十条の四第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

〔解説〕

本条例に基づく知事への認定申請及び許可申請手数料は使用料及び手数料条例に定める旨の規定である。
なお、県における本条例に基づく認定申請手数料については、一件につき二万七千円、許可申請手数料については一件につき十六万円としている。

第六章 罰則

〔罰則〕

第五十三条 第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第十七条から第十八条の四まで、第二十二条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条第一項、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項又は第五十条の四第二項の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

〔解説〕

本条は、法第百七条の規定に基づき、本条例に違反した者に対する罰則を定めたものである。

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

〔解説〕

本条は、前条の罰則規定を適用するについて、両罰規定の適用を規定したものである。

附 則 この条例は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年八月一日条例第四十九号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年八月一日条例第二十七号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年七月十日条例第四十一号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年三月十五日条例第十五号)
この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十六年七月二十一日条例第四十五号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年十月二十日条例第四十三号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十二年十月二十日条例第四十一号)
この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年十二月二十一日条例第三十五号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月七日条例第二十一号)
この条例は、平成三年七月一日から施行する。ただし、目次中「・第四十三条」を「―第四十三条の二」に改める改正規定、第四十二条及び第四

附 則 (平成五年七月十六日条例第二十八号)
三条の改正規定、第四十三条の次に一条を加える改正規定並びに第四十四条及び第四十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (施行期日)
1 この条例中第一条の規定は、公布の日から、第二条及び次項の規定は平成六年一月一日から施行する。

(経過措置)
2 この条例(第二条に限る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月十日条例第二十五号)
(施行期日)

1 この条例は、平成七年七月一日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第二章

の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定に係る同法第二十条第一項（同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日までの間は、改正前の建築基準法施行条例別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第三十九号）
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年七月十四日条例第四十九号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年十二月八日条例第七十五号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年十月十七日条例第六十一号）
（施行期日）
1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（使用料及び手数料条例の一部改正）
3 使用料及び手数料条例（昭和三十一年条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）
（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

4 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年条例第一号）の一部を次のように改正する。

附 則（次のよう略）
（平成十七年十月二十五日条例第九十七号）
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十三條第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この条例（第五十三條第一項の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）
3 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年条例第一号）の一部を次のように改正する。

附 則（次のよう略）
（平成十九年三月十六日条例第二十八号）

附 則（平成十九年四月一日から施行する。）
この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
（平成二十八年三月二十五日条例第二十四号・条例第二十八号）
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

- 附 則 (平成二十八年六月二十八日条例第四十七号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成三十年三月二十三日条例第五号)
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成三十年十月十九日条例第五十三号)
この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第三條及び第五條の規定は平成三十年十一月一日から施行する。
- 附 則 (令和元年十月十八日条例第十二号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和二年十月二十日条例第四十二号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和四年十月二十一日条例第三十二号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則 (令和六年三月二十二日条例第二十四号)
この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和六年十二月二十四日条例第四十六号)
この条例は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第四十六條の二）

第一種中層住居専用地域又は第二種中層住居専用地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域	用途地域	(い)	
			(ろ)	
			(は)	
			(に)	
容積率が十分の二十である区域（第一種高度地区であるものを除く。）	容積率が十分の十又は十分の十五である区域	容積率が十分の五、十分の六又は十分の八である区域	容積率が十分の二十である区域	容積率が十分の十又は十分の十五である区域
四メートル	四メートル	四メートル	四メートル	四メートル
(三)	(二)	(一)	(三)	(二)

第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	第一種高度地区又は第二種高度地区	容積率が十分の二十である区域（第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く。）	四メートル	(一)
第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第二種高度地区であるもの	四メートル	(二)
第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第二種高度地区であるもの	四メートル	(二)
第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第二種高度地区であるもの	四メートル	(二)
第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第一種高度地区であるもの	容積率が十分の二十である区域であつて第二種高度地区であるもの	四メートル	(二)

備考

一 容積率とは、法第五十二条第一項各号に規定する建築物の延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）の敷地面積に対する割合であつて、用途地域に関する都市計画において定められたものをいう。

二 第一種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さ）をいう。以下同じ。）が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに五メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から四メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。

三 第二種高度地区とは、高度地区であつて、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に一・二五を乗じて得たものに十メートルを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から八メートルを減じたものに〇・六を乗じて得たものに二十メートルを加えたもの以下とされているものをいう。